

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	緊急工事に係る発注の事後報告	意見	緊急工事の発注行為は、緊急という一定の要件を満たした場合において各担当課へ権限委譲されたものである。通常、このような権限委譲された行為については、事後報告が必要となる。事後報告の手続きを整備することが必要と考える。	41	緊急工事の発注の際は、全ての案件について、履行後に契約事務執行システムに入力し施行何と結果報告の決裁を事後報告としています。	措置等を講じます。
2	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	指名競争入札実施の理由書の整備	意見	指名競争入札の実施についての理由書の作成は行っていない。指名競争入札に関しては、少なからず恣意性が介入するため、その実施理由を明らかにして、承認手続きをしておくことが必要である。	41	指名競争入札の実施の際は、地方自治法施行令第167条の該当条項を選択しており、これをもって足りうと考えていますが、理由書を作成している団体の有無や内容を調査します。	検討中
3	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	250万円未満の工事に関する技術管理課の検査の実施	意見	今回、250万円未満の工事請負契約に対して任意抽出により技術管理課の検査を実施するルールが制定された。ただし、当該検査は小規模工事における担当課への指導が目的であり、技術管理課と担当課とが一体となって検査を実施し、担当課の検査方法の向上を図るものである。担当課の管理状況や検査結果を検証するものではない。契約事務実態調査において、支出年度のずれによる不適正事例が報告されている状況を考慮すると、当該技術管理課の検査は、担当課の管理・検査内容の適正性の検証を目的として実施することが必要と考える。	41	平成26年度から130万円超の工事は全て技術管理課で検査を行います。担当課契約となる130万円以下の工事等については庁内各課で小規模工事等のガイドラインが作成されています。(庁内26部署)ガイドラインの内容は契約・検査・成績評定等の考え方が記載されており適切に工事等が実施されています。	措置等を講じます。
4	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	物品の検収の実施とルール化	意見	市のルールとしては、物品の購入時には検査書の作成義務がなく、当該物品の納品時に検収が実施されたか否かを確認できる書類の作成・保管や、納品書の保管は任意である。仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証できるよう、検収方法や検収書類の作成・保管、納品書の保管に関するルールを明確に定めることが望ましい。	42	物品購入の場合、納品時に検査を実施していますが、財務規則では検査書の作成は省略することができるとしており、請求書又は支出伝票上で検査をした旨を表示しています。このように請求書又は支出伝票上で検査をした旨を表示していることから、現在は納品書の提出を業者に義務付けていません。現行の運用の請求書又は支出伝票上で検査をした旨の表示に代えて、納品書提出の義務付け、検査書の作成等が必要であるかどうかにつきましては、事務処理量、業者の負担の増加等を招かないかなどの点から検討していきます。	検討中
5	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	契約案件の契約事務システムへの一元化	意見	今回の再発防止のための対応の一環として、全ての案件について契約事務執行システムへの入力が義務付けられたが、契約事務執行システムと支払処理を行う財務事務システムは完全に連動しているわけではなく、1つの案件における契約から支払いまでの手続きについて、別々にシステム上で処理することが可能である。内部牽制の観点からは、契約事務執行システムで管理している案件(単価契約含む)については、契約事務執行システムを経由しないと支払手続きが進まないとか、財務会計システムでの支払処理の際に、契約事務執行システムに該当する案件がないかチェックするといったような、誰もが適切に契約から支払いまでの手続きを行うことが可能な仕組みが必要である。また、「緊急工事施工併緊急工事発注書」を利用する緊急時における発注等についても、契約事務執行システムに組み込むなどして、どの案件も実際の手続きに沿った形でシステムにより進捗管理していくことが望まれる。	42	契約事務執行システムへの入力が義務付けられているのは、工事・修繕工事のすべての契約であり、委託・物品・賃貸借の契約については、5万円以上のものが対象です。このため、契約システムと財務システムを連携させたとしても、財務システムだけの処理案件も多数存在することとなります。単価契約の場合、契約時点で支払額が定まらないだけでなく、文房具、ガンソリン、作業服などでは特定の課が代表して契約事務を行い、市への納入単価を決定しています。このため、一つの契約から、支出する予算科目が複数の課に、複数の予算科目に渡ることとなります。契約システムでは、契約に至る過程での手続をメインとしたシステムであり、緊急工事の場合のような事後的なシステムへの登録を予定していません。これらの課題もあり、連携によるメリット、システム改修の費用、業務量の変動等を勘案して、連携の必要性を判断していきます。	検討中
6	1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施	検査書の様式及び検査方法の見直し	意見	一定金額以上の工事、修繕工事及び委託に関して検査書の作成が義務付けられているが、所定の検査書は工事・修繕工事と委託という異なる契約案件の検査結果を同一の形式で処理することとなっているため、記載内容及び検査方法に無理が生じている。検査書の様式を見直す必要がある。少なくとも委託業務の検査書は別の様式とすることが必要と考える。また、検査を課長でなく他の職員が代行する場合の取り扱いはルールとして定めておくことが必要と考える。	43	検査書について調査研究し、財政課と協議のうえ委託用の検査書様式を新設します。	検討中

管理番号	項目①	項目②	要改善事項 /意見	主な内容	報告 書 ペー ジ	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分
7	1. 契約事務実 態調査に関する ヒアリングの実施	検査結果写真の 目付管理につい て	意見	検査の報告書において、工事あるいは委託作業につき現場の状況及び業務完了の証拠として、撮影したデジタル写真を掲載しているケースが多く見受けられた。ただし、写真に日時が記載されていないケースが多く、その点、資料として不十分である。特に年度未付近での工事あるいは作業に関しては、支出に関する会計年度の適切性の問題もあるため、今後は日時の記載を必須とすべきである。	43	検査報告書における写真には日時を記載するよう指導します。また、検査報告書について、技術管理課、財政課と協議し、事務の精度の向上を図ります。	検討中
8	1. 契約事務実 態調査に関する ヒアリングの実施	業務結果の事後 モニタリングにつ いて	意見	市の内部統制は事前統制に重点を置き、事後的なモニタリング機能に関しては十分とは言えない。 庁内で適正に承認が得られ、契約事務が執行された案件であっても、他部署から事後的にモニタリングを行い、当該契約業務の適切性・妥当性を検証することは意義のあることと考える。事後的なモニタリング制度の構築を図るべきと考える。 なお、事後モニタリングの対象は、契約事務にあつては、設計額の算定から随意契約の合理性、入札や見積り手続き、発注方法、契約締結に至る一連の取引とし、また、契約事務にとどまらず、契約の履行結果の確認、請求、支出までを含む取引行為の全般とすることが必要である。したがって、上記業務を担当しない部署、もしくは専任者を設け、組織制度として構築することが重要と考える。	44	契約課では職員の不祥事発生以降、手引きやガイドラインを全面改訂・新設したうえ、契約事務適正化研修やコンプライアンス研修を通じて契約事務の適正化について全庁職員に指導しています。 事後モニタリング実施に関する組織体制に関する事項については、行政改革推進課と協議していきます。	検討中

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	2. システムの在り方に関する検討	① 契約事務執行システムと財務会計システムの更なるシステム連携について	意見	契約及びその支出に係る内部統制としては、単価契約のような契約時点で金額が定まらない契約案件であっても、契約事務に係るものは契約事務執行システムを経由しないと支払手続きが進められないような仕組みを構築することが重要である。また、契約事務執行システムと財務会計システムを連動させることにより、契約に関する情報を全庁的に網羅した形で把握できるようにし、契約事務に係る画一的、一元的な管理が実施できる体制が望まれる。さらに、契約事務執行システム上の契約データと財務会計システム上の支払いデータとを有機的に結合させ、契約事務執行システムで管理している案件については、財務会計システムでもその情報を共有し、双方向からの活用を可能とするシステムの連携が望まれる。	46	契約事務執行システムと財務会計システムは完全には連動していないため、指摘の現象が発生していますが、契約の履行確認は検査書又は支出命令票上で行っており、契約システム上で確認を行う仕組みとはしていません。両システムの連携によるメリット、システム改修の費用、業務量の変動等を勘案して、連携の必要性を判断していきます。	検討中
2	2. システムの在り方に関する検討	② 各種管理データの有効活用	意見	契約事務執行システム及び契約管理システムともに、契約事務を正確かつ効率的に執行することが主目的ではあるものの、それだけにとどまらず事後のモニタリングのためのツールとしてその機能を十分活用することが望まれる。システム内には契約事務に関する有用な情報がストックされており、本来種々の切り口により情報活用が可能ならずである。現システムでの各種管理データを整理したうえで、その分析手法や活用方法を検討し、データ抽出のためのシステム対応を図ることが望まれる。	46	分析手法やデータの有効活用については費用対効果を含めて検討してまいります。	検討中
3	2. システムの在り方に関する検討	③ 水道部の契約事務執行システムの利用	意見	契約事務に係る案件につき一覧性を備えた網羅的な確認を実施可能にするためには、水道部においても契約事務執行システムの利用を義務付けるべきである。今回の不祥事に関する対応策の一環として、担当課案件でも契約事務執行システムに入力を必須としたことの趣旨も合わせ鑑みるならば、契約事務執行システムの利用はより全庁的に整合した対応を図るべきである。	47	契約事務執行システムは、平成24年度に準備を進め、平成25年度から運用を開始し、担当課案件についても契約事務執行システムにより入力することとしています。	措置等を講じた
4	2. システムの在り方に関する検討	④ 水道部における情報システム専任者の設置	意見	地方公営企業法に基づく独立した部署としては、情報システムに関する専任者を設置することが望まれる。	47	水道部職員配置計画により定められた職員数では、情報システム専任者の配置は難しいですが、情報システム担当者の配置や情報政策課との連携により補うよう努めます。	措置等を講じない
5	2. システムの在り方に関する検討	⑤ システム仕様書の整備	意見	契約事務執行システム及び契約管理システムともに、それぞれの仕様書の機能一覧と運用マニュアルは整備されてはいるが、詳細な保持データやデータ加工方法などが記載されているシステム仕様書が整備されていない。市としてシステム仕様書を整備し、その内容を理解するとともに、適宜必要な対応ができるように態勢を整備することが望まれる。	48	出資団体であり株式会社イー・エス・ケイにより構築されたシステムで、現在はシステム仕様書はありませんが、平成26年度からならば電子調達システムへの移行に伴い、システムの見直しを図るため、合わせてシステム仕様書の整備を図ります。	措置等を講じた
6	2. システムの在り方に関する検討	⑥ 水道部における追加機能	意見	水道部で契約管理システムに独自に追加した機能があるが、想定以上の案件が発生した場合にシステムの運用に支障をきたしたり、操作方法が分かりづらいケースがある。データ処理の誤りや誤集計を防止するためにも、システムの使用方法は簡潔かつ画一的に整備することが必要である。	48	水道部では、工事及び物品等の案件に採番をするとき、工事契約は1番から物品購入契約は100番からというように、案件別に使用可能番号を設定していましたが、平成25年度からは、全ての案件を連番に採番することで、システム操作の簡素化及び使用可能番号を無制限としています。	措置等を講じた

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	(2) 契約準備	② 設計額算定方法見直し及び設計根拠資料の未整備について	意見	設計額の対象となる経費や積算方法に見直しや工夫を凝らすべきと思われる案件、設計額が従来から硬直的となっている案件、設計額算定のための根拠資料が保存されていない案件などが散見された。 積算の根拠資料を残していないケースは、他の部署でも同様存在すると思われるが、正式な資料として保存しておくようルール化しておくことが必要と考える。	積算の根拠資料の保存状況は部署や案件により大きな差が生じていると考えられるので、契約課が具体例を示すなど対策をとり、全庁で一定のレベル以上になるよう進めていきます。	検討中
2	(2) 契約準備	③ 応募者の増加促進について	意見	入札の応募者が年々少なくなってきたようなケースや辞退等により応札状況が悪いケースが見受けられた。不測の事態により応募者がいなくなるリスクを想定し、応募者の増加促進を図ることが望ましい。施行可能な業者の情報等の入手に努め、参加者の拡大に注力するべきと思われる。	応募者の増加促進のために情報を収集したとしても、応札するかどうかは業者側の事情により左右されるため困難であると思われます。応札者が少なくなると予想される場合は、発注時期や発注単位を工夫したり、可能であれば仕様の一部を変更するなどして、応札者の確保に努めることが最も効果的であると考えます。特殊案件についてはプロポーザルが適切であると考えます。	検討中
3	(2) 契約準備	④ 業者選定手続きの遅延について	意見	業者選定手続きが遅延した結果、時間的な制約から一者随意契約によらざるを得ない事例が見受けられた。また、プロポーザル方式による業者選定の準備が遅く、年度の数か月に業務の空白期間が生じた事例も見受けられた。業者選定手続きが遅れないよう、状況に応じたタイムリーな対応を図るべきである。	契約事務の手順と契約締結までの期間の目安は、マニュアルや定例的な通知文等で庁内に示しているところですので、引き続き周知を図っていきます。	検討中
4	(2) 契約準備	⑥ 仕様書・契約書等の作業範囲未特定について	意見	仕様書及び契約書において作業の範囲が特定されていない案件が見受けられた。業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきことに留意すべきである。	仕様書に記載すべき事項や仕様書の不備による業務への影響等については、マニュアルや定期的な通知文等で常に示しているところですが、引き続き徹底した周知を図っていきます。	検討中
5	(2) 契約準備	⑦ 契約単位集約化の検討について	意見	契約の集約化につき検討を要すると思われる案件が見受けられた。他の同種契約と集約することの検討がなされていないケースや柏市所在の業者に契約の機会を多く与えるという趣旨のもと契約が意識的に分離・分割されているケースである。柏市の業者に仕事の受注の機会を多く与えるという趣旨は理解できる。しかし、本来の承認手続き回避となったり、業者選定に恣意性の混入のおそれが生じること、また、一括発注によりコストが安くなる可能性があることを勘案すると、個々の案件ごとに分離・分割については慎重な検討が必要と考える。契約の分離・分割につき市としての一定の基準を設け、方針を明確にするとともに恣意性を排除することも一つの方策かと考える。	案件(発注単位)の分離・集約についての判断は、案件の性質、過去の受発注実績、応札可能業者の状況、市内の経済政策(市内業者の受注機会の確保)、中小企業基本法、官公需法(官公需についての中小企業業者の受注の確保に関する法律)といった多方面の観点から、状況に応じて適宜判断していきます。分離・分割発注については、適切な発注単位等について相談・支援を実施していきます。	検討中
6	(2) 契約準備	⑧ 緊急発注に係る手続きの遵守について	意見	契約締結日前に業務が実施されるいわゆる先行発注の状況にあつたにも拘らず、事前の内部での承認書類が残されており、市の緊急発注に関する手続から逸脱する状況が見受けられた。また、先行発注に関して独自の発注書が使用されている。書面化されない口頭ベースによる発注は、取引先との関係でトラブルが生じる危険があり、また、内部管理上も問題であるため、ルールの遵守を図る必要がある。また、発注書は市としての統一的な様式で作成し、これを利用する必要があると考える。	緊急時であっても書面による発注のルールへの徹底するよう指導しています。なお、緊急時の発注書の様式を見直すなどして、従来の方法と逸脱した発注を防ぐなどの対策を図ります。	検討中
7	(2) 契約準備	⑨ 保守契約におけるライフサイクルコストを含めた検討について	意見	施設の建設やシステムの開発後に保守契約等を必要とする場合において、ライフサイクルコストの観点から検討を行うことが望まれるケースがあった。保守契約等が金額的に多額になる場合には、業者の選定にあたって、施設のライフサイクルにおける将来の維持管理のためのランニングコストも含めて競争性を確保する工夫が必要である。	将来見込まれるライフサイクルコストも評価するといった考え(視点)があることを、プロポーザルを実施する部署に指導・提案等していきます。	検討中
8	(3) 入札・見積り合わせ	① 入札方法の見直しについて	意見	入札方法の見直しが必要と思われる案件が散見された。 競争入札ではあるが、複数応募者が1者のみのケースが見受けられる。競争入札においては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、応札者の数が少ない場合には、参加者の拡大を図るべきである。 また、予定価格を公表しない入札において、大部分の入札参加業者の応札額が予定価格を超過しており、1者が複数年落札しているケースが見受けられた。当該状況が複数年継続するような場合、入札方法等に工夫を凝らす等、何らかの対応を図る必要があると考える。 また、制限付き一般競争見積り合わせで相応の参加者もあるが、同種複数案件の各案件ごとに同一の業者が複数年にわたり継続して落札しているケースもあつた。原因調査等の対応を図る必要があると考える。	登録業者が極端に少なかったり、専門性が高いといった特殊な案件については、発注単位の見直しや、プロポーザル方式の導入などの工夫を検討していきます。なお、予定価格の公表は、国の指針では、過去には非公表、現在では事後公表に移行してきているので、経過措置を講じながら全面的に事後公表に移行してまいります。	検討中

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
9	(3) 入札・見積り合わせ	② 落札率異常変動時の原因調査について	意見	競争入札において落札率の異常変動があった場合でも、その原因調査が実施されていない案件が見受けられた。 このような変化があった場合には、原因を調査し、設計額の算定に問題が無いか、あるいは他の要因が存在するのかが検討しておくことが必要と考える。	同案件で、前回(前年度)と落札率や応札状況といった結果が大きく異なる場合は、落札業者に事情を聞き、記録しておく場合があります。また、担当課にも必ず入札結果は周知させているので、次回(次年度)の設計額や予算要求額の参考にしよう、指導していきます。	検討中
10	(3) 入札・見積り合わせ	③ 見積り合わせ等の不調のリスクを考慮した業者選定手続きの実施について	意見	見積り合わせの実施が必要な案件であったが、実施した見積り合わせが不調に終わり、時間的制約により結果的に一者随意契約となった案件が見受けられた。 見積り合わせを早期に実施していれば不調後に再度見積り合わせを実施することができ、一者随意契約は回避できたと考えられる。設計額の大幅な変更等、従来と異なる状況が生じた場合には、契約課との連携を密にし、不調のリスクを考慮した早めのタイミングでの契約手続きを進める必要がある。	早期発注の徹底は、定期的に庁内に周知を図っています。ご指摘の案件は発注が集中する年間業務委託の事例であり、時間的業務量的な関係から、早期発注は困難ですが、案件の性質を見極め、見積り合わせの日程の編成に工夫をしていきます。	検討中
11	(4) 随意契約	① 一者随意契約とする合理性について	意見	一者随意契約とする理由についての根拠が必ずしも十分とは思われない案件が散見された。業務内容につき下請業者を利用する割合が高い案件や作業内容からみて契約先以外でも同業他社が想定できる案件などがある。 地方自治法では競争入札が原則であり、随意契約は一定の条件のもとで適用される例外的な手続である。可能な限り競争原理の適用を図るべきであり、一者随意契約の適用は極力限定的に考えるべきである。 業務の安定性の観点から前年度の業者を継続したいことも理解できるが、一者随意契約が特に複数年継続しているような場合には、競争原理の適否を十分に検討し、その適用を図り、業者に緊張感を持たせることが重要である。	従来より、一者随意契約理由書の作成とその理由の妥当性を明確にすることについては徹底して指導しています。また、契約課案件についてはその内容を具体的にチェックし、必要に応じて担当課に確認しています。 なお、透明性の向上の観点から、一者随意契約の理由について、公表を検討しています。	検討中
12	(4) 随意契約	② 随意契約理由根拠の不備について	意見	一者随意契約理由書において、対応可能な事業者が一者のみであったのか等、当該業者が最も適切と判断した理由について明らかにされていない案件が見受けられた。 当該業者との随意契約の合理性について後日においても明らかとなるよう、資料を残しておくべきであったと考える。	従来より、一者随意契約理由書の作成とその理由の妥当性を明確にすることについては徹底して指導していますが、今後も引き続き積極的に指導していきます。	検討中
13	(4) 随意契約	③ 随意契約における交渉方法の見直しについて	意見	一者随意契約においては、他の業者との比較が困難であり、また、設計額も当該業者の見積書を参考として作成される場合が多いため、競争入札のような客観性は乏しくなる。 契約業者の見積り内容や業務の履行内容等を十分に把握し、また、設計額の算定に反映させ、見積り合わせや価格交渉等の手立てとするべきである。 金額交渉方法の見直しを必要とする案件、交渉過程の文書化が不十分である案件、国からの情報入手を必要とする案件等の事例が散見された。	積算根拠を明確にし、合わせて仕様書を精査するよう指導していきます。	検討中
14	(4) 随意契約	④ 業者の見積額の積算根拠の未入手について	意見	契約業者の見積額の積算根拠資料が入手されていない案件が見受けられた。 見積額の積算根拠となる資料は必ず入手する必要がある。	積算根拠を明確にし、合わせて仕様書を精査するよう指導していきます。	検討中
15	(4) 随意契約	⑤ 業者からの見積りの事前検証方法の見直しについて	意見	一者随意契約で、事前の参考見積りの検討が不十分である案件が散見された。 一者随意契約に関しては、他との比較情報もなく、取引条件が硬直的となりやすい。業者の業務結果報告書等を詳細に検討し、業務内容の妥当性の検証や次回の設計額に反映させるべき事項の検討を実施すべきである。	積算根拠を明確にし、合わせて仕様書を精査するよう指導していきます。	検討中
16	(5) 契約書締結	① 契約締結遅延について	意見	契約書締結が遅延している案件が見受けられた。うち3案件は放射性物質の取り扱いに関する緊急、特殊な状況での契約締結であったが、そのような状況を考慮しても契約締結が遅延していると考えざるを得ないものである。 契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。	契約手続きの遅延がないよう、今後も指導していきます。	検討中
17	(5) 契約書締結	② 変更契約書の適時締結について	意見	工事や委託契約で、作業内容が変更されたにも拘らず、契約書の変更が適時になされていない案件が散見された。 いずれの案件も水道や下水道の土木工事等に係る契約変更に係るものである。法的リスク等を考慮すると、契約に係る変更はできるだけタイムリーに処理すべきであり、工期間隙での契約変更は回避すべきであろう。	変更契約手続きは、適宜速やかに行うよう指導していますが、工事においては、工期の終盤にならないと数量が確定できないため、適宜に変更契約を締結することが困難な案件もあります。可能な限り変更契約手続きを速やかに行うよう、今後も指導していきます。	検討中

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
18	(5) 契約書締結	③ 契約内容不備について	意見	緊急発注により契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合、契約書に追認条項を入れる必要があるが、記載されていない案件が見受けられた。 トラブルの原因にもなるため、ルールに則して追認条項を挿入する必要がある。	追認条項に関しては、マニュアル等にも明記していますが、漏れがないよう、今後も指導していきます。	検討中
19	(5) 契約書締結	④ 単価契約における契約書作成ルールの整備について	意見	単価契約の単価の金額が50万円未満であることをもって請け書で済ませているが、契約時点で見込まれる総額に単価を乗じることで総額に換算すると総額が50万円以上となり、契約書が必要な金額となっていた案件が見受けられた。 契約書作成の可否に関するルールが規則上明確に規定されていないため職員が誤解したと推察されることから、契約事務の手引き等で解説を加えるなどルールを明確化すべきである。 また、職員は契約手続きについてその趣旨を含めて理解に努める必要がある。	予算執行については総額で判断することが原則であるため、今一度基本的な事務について、研修等によりしっかりと指導していきます。	検討中
20	(6) 再委託	① 再委託のモニタリング不備等について	意見	委託先の再委託の状況が把握されていない案件が見受けられた。 再委託の状況は適切に把握しておく必要がある。	業務委託契約書においては、再委託の際は発注者の承認が必要と明記されています。受注者の履行体制の把握について徹底するよう指導していきます。	検討中
21	(7) 検査・精算	① 検査内容の充実について	意見	検査内容の証跡が不十分である案件及び検査方法の見直しが必要と思われる案件が見受けられた。 検査内容の証跡が不十分なケースは、他の部署でも同様に存在すると思われる。 工事や委託業務の検査、確認結果や物品に係る検取結果については、その実施過程が分かるよう正式な資料として作成、保存しておくルールが必要と考える。	検査書の様式の新設に合わせて、検査内容の充実を図っていきます。	検討中
22	(7) 検査・精算	② 検査内容の形骸化について	意見	一定額以上の委託案件については課長が検査担当者となっている。しかし、実際には物理的、時間的な事情により他の職員が代行し、検査書に課長の押印を行っているケースが見受けられる。 実際の運用面では、ルールが形骸化しているように思われる。実態に即したルールにより実際の検査あるいは確認内容が明確となるよう、工夫を凝らす必要があるものとする。	検査書の様式の新設に合わせて、検査内容の充実を図っていきます。	検討中
23	(7) 検査・精算	③ 委託先の適切なモニタリングについて	意見	作業終了後に委託業者より提出される業務実績報告等の検討が不十分と思われる案件が見受けられた。 委託業務を再度やり直したケースもあるところから、実施結果の検討を十分にを行い、また、検討結果につき資料を整備しておくことが必要である。	検査書の様式の新設に合わせて、検査内容の充実を図っていきます。	検討中
24	(8) 請求・支払	① 請求書日付未記入について	意見	業者の請求書で発行日の記載を業者の社印及び社長印で訂正し、訂正後の日付を未記入としている案件が見受けられた。 市で入手する請求書には日付の記載を徹底することが必要である。	業者に対し請求書提出の際の注意事項として徹底していきます。	措置等を講じた
25	(8) 請求・支払	② 支払方法の見直しについて	意見	契約に関する支払いが年度の早い時期に一括概算払いとなっている案件が見受けられた。 債権保全等の観点からは、人件費見合いで早期の支払いが必要と考えられる場合であっても、分割払いでの対応を検討してみることが望まれる。	概算払いが例外的な支払方法であることを踏まえ、概算払いが必要な場合であってもその必要額を検証の上で支払うよう指導していきます。 当該ケースの場合、委託先が公益性の高い団体であり、かつ、資金的に潤沢とはいえない団体です。当該委託については、平成25年度は一括概算払いを改め、複数回の支払いとしています。	措置等を講じた
26	(9) リース関係	① リース契約の有利性検討について	意見	監査対象となった施設につき、リース契約による賃貸借と、自己の資金による直接購入や起債での資金調達による購入との比較考量を行った資料の提示がなかった。 通常、リース契約のほうが、他の取得方法と比べ、リース業者の手数料が付加される分、取得に係るコストが割高になるケースが多い。コスト面以外の要素も加味し、総合的な取得方法の判断がなされているものと推測されるが、意思決定に係る根拠はこれを明確にするために、資料として作成し、保管しておくことが必要である。	パソコン等のOA機器については10年以上前から、こどもルーム、庁舎等の建物についても数年前よりいわゆるリース契約により機器や施設を使用しています。 請負で建築工事を発注するカリーズによるかは、当該案件の金銭的側面のほか、実施計画における位置付け及び予算配分の総額、行政需要の変化による必要な施設数の増加への対応、起債による市債残高の増加など、多くの観点からの比較が必要になります。これらの比較は、予算編成の過程で検討される場合も多く、担当課とのヒアリングや、財政部内での査定、特別職における査定での検討内容は独立した文書として記録されるわけではなく、予算案という最終結果に集約されてしまいます。 意見のように意思決定の根拠としての資料を作成すべきのご意見については、予算編成過程の情報の公表を今年度から開始しており、完全なものではないものの予算要求課における判断の根拠としての資料作成が開始されています。	措置等を講じた

管理番号	項目①	項目②	要改善事項/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
27	(9) リース関係	② リース資産の検取方法の見直しについて	意見	<p>リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられておらず、所管の担当課に検査時に仕様書とチェックした資料が残されていない案件が見受けられた。</p> <p>監査対象としたものは、リース物件であっても市所有の土地に市のための個別仕様で建築され、また、リース期間満了時(10年後)には無償で市の所有に帰する契約の物件である。実質的に取得資産に変わりはなく、リース開始前には仕様書とおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を作成し保管しておくべきである。また、実質的な取得資産に関して正式に検査書を作成するよう、規則の見直しを含めて検討する必要があると考える。</p>	<p>賃借に当たっては仕様書とおりの物件かどうかを確認してはおりますが、財務規則で賃貸借の場合は検査書の作成は省略することが可能となっており、支出伝票又は請求書上で検査した旨の表示をしているケースが多くなっています。</p> <p>市で賃借している物件には、パソコン、コピー機等のOA機器、車両のほか、ご指摘のような建築物まで多岐にわたります。パソコン、コピー機等については品番等により容易に検査できるのに対し、建築物のような複雑な仕様の物件では検査に手間がかかることが想定されます。</p> <p>このような複雑な仕様の物件についての検査書については、その必要性を今後検討していきます。</p>	検討中

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	資産管理課	契約課案件	① 柏市役所仮設庁舎2(仮称)賃貸借	賃貸借	指名競争入札	意見	リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられていない、実質的に取得資産と変わらない、このような資産に関しては、仕様書とおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を作成し保管しておくべきである。また、正式に検査書を作成するよう、規則の見直しも必要と考える。	75	リース契約期間満了後に無償で所有に帰する契約を行っている課や財務・契約担当課等と協議を行い、必要があれば規則の改正を行っていきます。 また、仕様確認についても、関係課と協議の上、必要があれば仕様確認した資料を残すことを検討します。	検討中
2	資産管理課	契約課案件	② 第一庁舎解体及び跡地整備等工事	工事	制限付き一般競争入札	意見	業者の応札金額がいずれも最低制限価格に張り付くようなケースにおいては、予定価格(設計額の積算が妥当であったのか疑義が生じることとなる。本契約案件のように金額的に多額で非経常的な取引に関する契約にあつては、他の事例等の情報入手に努め、入札方法を慎重に検討し、決定する必要がある。	75	公共建築工事積算基準に基づく適正な設計額であったと考えております。鉄道近接という特殊解体工事であったことなど、特殊事情が重なったものであり、今後は、他の事例等の情報収集に努め、契約課の方針に従って進めていきます。	措置等を講じた
3	防災安全課	契約課案件	① 耐震性井戸付貯水装置点検委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	意見	一般競争見積り合わせの形態はとっているものの、応募者が1者の状態が一定期間継続している。一般競争見積り合わせにおいては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。また仮に参加者の拡大が図れない場合は、むしろ随意契約に切替え、個別に価格交渉を行った方が合理的であるとする。	76	【意見を受けての考え方】 耐震性井戸付貯水装置を有している近隣市(千葉市、鎌ヶ谷市、習志野市)における点検委託業者に入札業者登録、入札参加の呼びかけを実施し、参加者の拡大を図ります。 【対応状況】 近隣市における点検委託業者に連絡を取り、当市における点検業務の説明を実施し、入札業者登録・入札参加の呼びかけを実施しました。また、必要に応じて現地の確認等も実施します。	措置等を講じた
4	情報政策課	契約課案件	① 各種行政事務電算委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①2)	意見	当該契約は情報政策課が取り纏めを行っているものの、各部署で発生する個別の委託業務の集約である。各課で、取引業者より参考見積り入手し、それを集計したものを基準に情報政策課が設計額を算出している。また、これに基づき契約課が価格交渉を行っている。参考見積りの段階から情報政策課が各課の業務を精査し、取り纏めの上、契約課と密な連携をとり、取引業者と価格面での交渉を行うことが望まれる。	78	平成25年度(平成26年度予算要求時)から参考見積徴収時に取引業者との価格交渉を行うこととします。	措置等を講じた
5	情報政策課	契約課案件	① 各種行政事務電算委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①2)	意見	年度末において各課は発注した委託業務に関して検査を実施し、検査書を直接会計課に提出している。しかし、取り纏め部署である情報政策課も当該年度の全体的な作業内容の確認及び次年度における検討材料として、各課の具体的な検査結果を認識しておくことは大変有益と考える。	78	契約業者とは、月1回開催する定例会及び随時に業務に関する報告を受けています。また、各課からも予定外の事象が発生した場合は随時報告させることとしているため、改めて検査結果の確認をする必要はないと考えます。	措置等を講じない
6	情報政策課	契約課案件	① 各種行政事務電算委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①2)	意見	現在の契約では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該費用が開発費の請求ではなく個々の委託料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の委託料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。	78	新規システムの開発または見直しの際に、開発経費等の明細を確認し、償却も考慮した価格交渉を行うこととします。	措置等を講じた
7	情報政策課	契約課案件	② 事務用ソフトウェア購入	物品	制限付き一般競争入札	意見	単なるソフト購入ではなく、オープンライセンス対応が必要な契約であるが、その設計額の算定に当たり、担当課ではインターネットによる価格調査は実施していたものの、オープンライセンス対応のできる量販店での価格調査は行っていなかった。担当者は量販店では対応していないとの認識で、調査を行っていなかった。最近では特定のサービス対応が必要な物品でも、量販店等で比較的安価に販売している状況がある。設計額の算定においては、さまざまな情報入手し比較考量することが重要であり、情報収集の開口を広げることが望まれる。	79	予算要求及び概算計算の算定にあたっては、幅広く情報を収集しました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
8	情報政策課	担当課案件	① 複合機賃貸借等 (11-1) ② 複合機賃貸借等 (11-2)	賃貸借	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	本庁の複合機やPCに関しては、情報政策課で一括して発注を行っているが、学校関係や水道部関係については、それぞれ教育委員会や水道部で独自に行っている。 担当課は機種等の違いにより、まとまった単位にはならないため、まとめて発注する意義は希薄であるとしているが、金額的にはより多額となるため一定の規模のロットは享受できるはずである。一度検討を行ってみることが望まれる。	80	仕様が異なる機器を一括して調達した場合、これまで安く調達できていたものが、割高になる傾向が出てきています。 効果的な一括調達の範囲については、業者等からヒアリングを行い検討していきます。	検討中
9	情報政策課	担当課案件	③ オフィスオートメーション機器等賃貸借	賃貸借	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	概算計算書と業者の見積書の内訳はほぼ一致している。これは、予定価格そのものが業者の見積りに基づくこと、随意契約の見積り合わせの実施以前にお互いの交渉により相違する部分の調整をすでに図っているからである。しかし、その過程の痕跡は正式には残されていない。業者との交渉の経過は記録に残しておくべきである。	80	平成25年度(平成26年度予算要求時)から参考見積徴収時に取引業者との価格交渉を行い、その記録を残すこととします。	措置等を講じた
10	情報政策課	担当課案件	③ オフィスオートメーション機器等賃貸借	賃貸借	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	現在の賃借方式では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該開発費用が賃借料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の賃借料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。	81	新規システムの開発または見直しの際に、開発経費等の明細を確認し、償却も考慮した価格交渉を行うこととします。	措置等を講じた
11	情報政策課	担当課案件	③ オフィスオートメーション機器等賃貸借	賃貸借	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	OA機器の賃借(リース)に関して、システムの開発業者に一括発注を行っている。PC機器そのものは、一般的に市販されている製品であり、必ずしも保守業者とリース業者とを同一に考えなければならぬというものでもないとする。一者随意契約にこだわることなく、実施可能なケースであれば、契約方法の多様化をより積極的に図ることが望まれる。	81	システム(ソフト)とPC機器を一体的に調達する必要があるものについては、競争が働く形で調達を行います。	措置等を講じた
12	収納課	担当課案件	① 柏市納税促進センターの運営に関する業務委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	平成22年度のプロポーザル方式は6月に実施され、8月から業務が開始されており、4月から7月までの間については、業務が実施されておらず、空白期間となっている。 業者選定の期間を早め、4月から業務開始となるよう取り計らうべきであったと考える。	82	平成25年度業務に当たっては、4月から業務開始となるように措置しました。	措置等を講じた
13	資産税課	契約課案件	① 固定資産課税資料修正業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2①2)	意見	委託業務の内容を調査し、競争入札の適否について検討することも必要である。システムダウンの可能性が低い、単なる修正情報の入力作業等であるならば、システムの開発者に依存せずとも作業が可能となる場合もあるため、必ずしも一者随意契約にこだわらなくても良いかと考える。	83	本システムには、航空写真と地図情報及び課税客体となる約32万筆の土地情報が相互に関連づけられた形で格納されています。本件業務は、土地情報の単なる修正にとどまらず、データの活用によって固定資産税評価及びそれに付随する業務支援に利用されています。本システム運用に際し、導入業者以外の者が作成したデータを使用する場合、変換に要する経費や時間がわかり、システムトラブルや事務効率、経費の面で円滑な業務に支障をきたすと考えます。	措置等を講じない
14	市民文化会館	契約課案件	① 清掃・設備管理業務委託	委託	指名競争入札	意見	当該案件は指名競争入札で実施されており、入札参加者は17者となっている。予定価格を事前公表せずに実施したが、1者を除き、16者の提示金額が予定価格を上回ってしまった。平成20年度の状況を考慮すれば、平成23年度の入札においては予定価格の事前公表を実施すべきであったと考える。	85	本案件は、十分に競争性が確保された状態で入札が執行されたと考えます。なお案件の特殊性・専門性によっては、プロポーザルなどの方式を取り入れるよう指導していきます。	検討中

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
15	市民課	契約課案件	①戸籍届書等入力業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	戸籍システムへの入力業務は、㈱日立製作所の機種を使用していることから平成14年度以降は継続して同社へ委託している。施行同書や契約書を閲覧したところ、過去3年間に亘り、設計額、契約金額とも同一金額となっていた。市の設計金額が変わっていないことから、毎年度、同じ契約作業が繰り返され、業務内容の見直しや取引条件の交渉の跡はうかがえない。 一者随意契約においては、競争原理が働かず、取引が硬直的となるおそれがある。状況に応じて取引内容の見直しや交渉を行う必要があると思われる。	86	平成25年度については、要改善事項を受けて業務内容の見直しを実施し、設計額の減額を図りました。 委託業者への交渉についても企業努力を求め、結果として平成25年度の委託料は、前年度と比較して減額されております。	措置等を講じた
16	市民課	契約課案件	①戸籍届書等入力業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	当該一者随意契約はシステム開発業者を利用することの利便性は確かにあると思われるが、業務そのものは単に入力作業であるところから、市の一者随意契約にこだわる理由も突き詰めると作業者個人の資質によるものが大きい。 したがって、必ず一者随意契約でなくてはならないわけではないと考える。状況に応じて競争入札も検討してみることが望まれる。	86	業務の入力については、戸籍の幅広い知識が必要とされ、単にシステムの入力だけでは無いため、柏市が求める仕様書通りの委託が可能であれば、競争入札も考えているところです。	検討中
17	高齢者支援課	担当課案件	①柏市シルバー事業業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	市社協との一者随意契約であり、市社協から入手した見積書の内容について十分な検討を行わずにそのまま契約を締結している。 委託金額の妥当性について検討を行う必要がある。	88	平成24年度は老人クラブ連合会と一者随意契約としたが、経費積算の妥当性の検討については未実施であったため、平成25年度からは積算の根拠について契約相手先に求め、妥当性を検討していくこととします。	検討中
18	こどもルーム担当室	契約課案件	①柏市立風早北部こどもルーム第二保育室賃貸借等	賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	意見	リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられていない。當舖管理室で仕様確認は行っているとの説明を受けたが、検査時に仕様書とチェックした資料がこどもルーム担当室には残されていない。 実質的に取得資産に変わりはなく、リース開始前には仕様書どおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を作成し保管しておくべきである。また、このような実質的な取得資産に関して正式に検査書を作成するよう、規則の見直しも必要と考える。	94	本件は10年リース終了後、市へ譲渡される契約となっており、ご指摘のとおり、実質上市の取得財産と変わりないものです。今回のご指摘を受けて、24年度末に竣工した同様のリース契約物件から、引渡の前に担当職員が仕様を検査・確認して記録を残しております。	措置等を講じた
19	保育課	契約課案件	①柏市立保育園幼児体育指導業務委託	委託	指名競争入札	意見	過去5年間の予定価格及び契約金額並びに落札業者はいずれも同一である。指名業者はいずれも6者であり顔ぶれは毎年同じである。また、入札参加者の応札金額は硬直的であり、落札者以外は全て予定価格を上回っており失格となっている。 契約金額等が一定期間硬直的なケースにあつては、原因を調査するとともに、業者の選定方法等につき検討してみることが望まれる。	96	入札は、あらかじめ登録された入札参加資格者の中から指名することになるため、案件(分野)によっては、指名業者が硬直的になってしまいうちもありますが、平成24年度、25年度は、登録業者に変動があったため、業務経歴を再確認するなどして、指名業者に変化をもたせ入札を実施しています。 平成26年度以降は、ちば電子調達に移行することから登録状況の変化に期待するとともに、一般競争入札の実施も含めて検討します。	措置等を講じた
20	環境保全課	契約課案件	①大気測定機器保守管理委託	委託	制限付き一般競争入札見直し合わせ	意見	委託業者の業務遂行状況を確認した結果を示す書類として「検査書」において、検査者として課長の押印が行われているが、実際は、課長が現場で確認を行っているわけではなく、他の職員が検査を行っている。 上記のような状況は、検査の運用ルールからは外れており、本来の意図からすれば、半ば形骸化していると思われる。 「検査書」について実態が反映できるよう、運用方法の再検討の必要があると考える。	99	課内の100万円以上の委託の検査に関し、「分析等委託業務完了検査運用基準」を制定し、実際に行った検査の実態を反映できるようにしました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
21	廃棄物政策課	担当課案件	① 資源回収等業務委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	市の委託実施計算書(概算計算書)の内容を閲覧すると、回収業務に係る最も重要な計算ファクターである回収車両台数が市(35台)と業者(36台)と異なっており、回収状況の情報把握が必ずしもタイムリーに活かされていないようにも伺える。 これを踏まえ、設計案の精査に際しては、市街地開発等による資源品集積所の増加への対応や車両事故などの緊急対応として36台の収集車両数の必要性を確認したほか、人員についても収集時に稼働している実働人員数の現状確認等を行うことで、平成25年度の契約については業務実態に即した積算を行い、契約金額の適正化を図りました。	100	設計額の積算に関しては、毎月の業務報告及び予算編成時のヒアリング等により業務内容を確認し設計してまいりましたが、今回の指摘事項を主な視点としてさらに詳細なヒアリングを行い、業務の履行状況を確認しました。 これを踏まえ、設計案の精査に際しては、市街地開発等による資源品集積所の増加への対応や車両事故などの緊急対応として36台の収集車両数の必要性を確認したほか、人員についても収集時に稼働している実働人員数の現状確認等を行うことで、平成25年度の契約については業務実態に即した積算を行い、契約金額の適正化を図りました。	措置等を講じた
22	廃棄物政策課	担当課案件	② 一般廃棄物(容器包装プラスチック類)処理業務委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	担当課作成の委託実施計算書(概算計算書)の内容を閲覧すると、業者の見積額の積算根拠資料を入手していない。積算根拠資料がないと見積額の積上げ計算がどのようになされたかが把握できない。今後の見積り合わせ時には積算根拠の分かる資料を入手すべきである。一方随意契約では、他との比較が困難であり、取引金額の合理性を確保するためには、業務の履行内容を詳細に検討すること等が必要となる。そのためには、業者の見積内容を詳細に検討し、市の設計額の算定の参考とすべきである。	101	設計額の積算に関しては、毎月の業務報告及び予算編成時のヒアリングにより業務履行内容を確認し、資源回収等業務委託での設計方法を当該契約にも準用して設計してまいりましたが、今回の指摘事項を受け、さらに詳細なヒアリングを実施し、業務実態や履行状況を確認し、設計案を精査しました。また、平成25年度の見積り合わせに際しては見積額の積算根拠資料の提出を求め、入手しました。	措置等を講じた
23	環境サービス課	担当課案件	① し尿収集運搬業務委託(旧沼南A地区) ② し尿収集運搬業務委託(旧柏地区)	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	市の下水道の整備により、いずれは民間の業者も業種転換等により僅少となっていく。今後そのような事態に対処していくため、早い段階から計画を立てて取り組む必要がある。	102	旧柏地区においては、平成20年から民間委託を実施するにあたり、将来に向けた安定化を図るため市内4業者による協業組合設立を推進し当該業者に委託しております。旧沼南地区においては、昭和51年から民間委託しておりますが、当時から1業者毎に区域を分け委託しております。このことから、旧沼南地区におきましても同様に将来の安定化を図るため、現在の協業組合への旧沼南業者の加入を検討すべく各業者からの意向聴き取り協議を進めているところです。	検討中
24	北部クリーンセンター	契約課案件	① 新水処理施設保守点検業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	施設の建設工事業者の選定にあたっては、施設のライフサイクルにおける維持管理のためのランニングコストも含めた形で業者選定を実施し、競争性を確保する工夫が必要である。	103	今後は、施設の計画・建設の際は、稼働後の維持管理の容易さ、ランニングコストの面等からも検討していきます。	検討中
25	北部クリーンセンター	担当課案件	① 北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	意見	契約前の緊急発注に関する文書には、金額、期間等の記載が一切ない。先行発注は法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。	105	契約部署とも協議し、先行発注の様式を統一していきます。	措置等を講じた
26	北部クリーンセンター	担当課案件	① 北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	意見	設計額の積算にあたり、市ではのちに一方随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算した。しかしながら、ほぼ同時期に南部クリーンセンターにおいて同様の業務が発生しており、単価比較や内容分析等により業者提示金額の検討を実施することは可能であったと考えられる。契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。	105	同様の事例がある場合の単価の比較や刊行物による価格の調査をするなど、契約にあたっては金額の妥当性を十分に検討していきます。	検討中

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
27	北部クリーンセンター	担当課案件	② 柏市清掃工場長期責任委託事業	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	<p>当契約は特に長期間に及ぶものであり、契約を固定化することによる弊害を極力回避すべく、契約上、委託費の見直し条項を補完的に設けているものの、以下の問題がある。</p> <p>まず、当契約における見直しの評価指標は消費者物価指数のみであるが、賃金指数や企業物価指数等の評価指標も利用して経済状況の変化をより的確に委託費の見直しに反映可能な条件を設定するのが適切であったと考える。</p> <p>次に見直しに係る評価指標の変動率許容範囲±3.0%は、契約金額規模に比して幅が大きく、見直し後の委託費の適用は過去に遡及せず、次年度からとなるため、デフレが続く経済環境下では委託者が必要以上の委託費を支払う結果をもたらす。リスク回避手段としては変動率許容範囲をより小さく設定し、委託費の見直しの機会を多く設けるべきであったと考える。</p> <p>当契約は委託費全体に占める固定費の割合が9割以上を占め、社会経済状況の変化による委託費の見直し条項は極めて重要であり、長期契約においては、状況変化に応じた柔軟な見直しが可能となるように委託費の見直しに関する契約内容を慎重に設計すべきであったと思われる。</p>	107	<p>契約の締結時では、評価指標は、消費者物価指数によるものとなっておりますが、乙(受託者)により合理的に説明される評価指標を提示した場合は見直しできることになっておりますので、提示がありましたら協議していきます。</p>	措置等を講じた
28	北部クリーンセンター	担当課案件	② 柏市清掃工場長期責任委託事業	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	<p>ごみ処理量の実績値は、委託開始から直近の平成23年度まで計画値を下回って推移しており、委託開始直後の平成20年度時点で既に大幅な乖離が生じている。固定費が計画処理量を前提に見積られている関係上、ごみ処理量の実績が計画を下回ることによって、固定費が割高になる可能性がある。また、変動費原単価に対する影響もあると考えられる。ごみ処理量計画値の根拠について疑問を感じる。</p> <p>ごみ処理量について見積りと大幅な乖離が生じた場合には、事業契約書の条項に基づき、委託費を適時・適切に見直すことが考えられる。</p> <p>また、今後の状況に応じてではあるが、抜本的な変更を必要とするような事態となった場合には、契約者間の協議により、契約内容の変更を図ることも方策の一つと考える。</p>	108	<p>ごみ処理量の推移を確認し、受入れ量の大幅な変更が生じた場合は、検討していきます。</p>	検討中
29	南部クリーンセンター	担当課案件	① 溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	意見	<p>設計額は、のちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算されているが、当該業務が実施可能な業者は必ずしも当該取引先に限定されるわけではないと推測され、参考見積りを他の業者から取得して比較考量することが可能であったと思考する。</p> <p>契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。</p>	109	<p>今後、契約金額の妥当性の検討を適切に実施することとしました。</p>	措置等を講じた
30	南部クリーンセンター	担当課案件	② 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(その1) ③ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その2) ④ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その3)	委託	②随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) ③随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ④随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	<p>契約前の緊急発注に関する文書は、作業に関する費用について別途協議とされ、期間の記載が一切ない。</p> <p>先行発注は法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。</p>	111	<p>契約前の緊急発注に関する統一的な様式整備を関係課と協議します。</p>	検討中

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
31	南部クリーンセンター	担当課案件	② 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託（その1） ③ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託（その2） ④ 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託（その3）	委託	②随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号） ③随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） ④随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	意見	設計額の積算にあたり、のちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算したが、ほぼ同時期に北部クリーンセンターにおいて同様の業務が発生しており、単価比較や内容分析等により業者提示金額の検討を実施することは可能であったと考えられる。契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。 また、事前の検討が極めて困難でその実施が不可能であれば、業務実施中及び業務終了後において、工数及び単価等の積算の結果を検証することは重要な手続となるはずであるが、検証は実施されていない。 事前に積算の検討が極めて困難でそれが省略されている契約については積算の事後検証を充分に行う必要がある。また、同様の委託が過去に発生していた場合には積算にあたり過去の実績の検証結果を参考にすることにより、業者の見積額及び見積内容の妥当性を吟味することを検討されたい。	111	今後、契約金額の妥当性の検討を適切に実施することとしました。	措置等を講じた
32	南部クリーンセンター	担当課案件	⑤（仮称）柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	工事	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	意見	契約前の緊急発注に関する文書は、詳細事項については打合せの上取り決めることとされている。先行発注の法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。	114	契約前の緊急発注に関する統一的な様式整備を関係課と協議します。	検討中
33	南部クリーンセンター	担当課案件	⑥ 柏市最終処分場内土壌除染作業委託	委託	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	意見	当業務において撤去の対象となる土壌の範囲は、上記「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」において撤去の対象となった土壌の一部区域内であり、一旦掘削・撤去した後の土壌からその後間もなく放射性物質が確認されたために、再度土壌の撤去が必要となる事態が生じている。 「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」の履行過程または検査過程において、放射線量の高さを認識できていれば、当業務は発生しなかったのではないかと疑問がある。「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」終了時の土壌の放射線量の測定結果は残されていない。住民の健康に重大な影響を与える可能性がある放射性物質を扱う特殊な作業の履行状況のモニタリング及び履行確認は慎重に行う必要がある。	114	作業の履行状況のモニタリング及び履行確認は慎重に行います。特に、住民の健康に重大な影響を与える可能性がある放射性物質を扱う特殊な作業の履行状況のモニタリング及び履行確認は確実にすることとします。	措置等を講じた
34	南部クリーンセンター	担当課案件	⑥ 柏市最終処分場内土壌除染作業委託	委託	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	意見	設計額は、のちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算されている。当該業務が実施可能な業者は複数存在すると思われ、参考見積りを他の業者から取得して比較考量することが可能であったと考える。契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。	115	今後、契約金額の妥当性の検討を適切に実施することとしました。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
35	南部クリーンセンター	担当課案件	⑦ 第二清掃工場運転管理委託	委託	制限付き一般競争入札	意見	<p>当契約は特に長期間に及ぶものであり、契約を固定化することによる弊害を極力回避すべく、契約上、委託費の見直し条項を補完的に設けているものの、次の点が問題と考える。第一に、当契約における見直しの評価指標は消費者物価指数及び賃金指数の2つであるが、これら以外の評価指標も利用して経済状況の変化をより的確に委託費の見直しに反映可能な条件を設定するのが適切であったと考える。</p> <p>第二に、賃金指数として、千葉県毎月勤労統計調査地方調査「第4-2表 実質賃金指数」を採用しているが、むしろ名目賃金指数を採用すべきである。実質賃金指数は物価変動の影響が排除されており、実質賃金指数による委託費の見直しでは、賃金水準と物価水準がともに下落基調にある現下の経済情勢においては適切な指標とはいえない。</p> <p>第三に、見直しに係る評価指標の変動率許容範囲±3.0%は、契約金額規模に比して幅が大きく、見直し後の委託費の適用は過去に遡及せず次年度からとなるため、デフレが続く経済環境下では委託者が必要以上の委託費を支払う結果をもたらす。リスク回避手段としては変動率許容範囲をより小さく設定し、委託費の見直しの機会を多く設けるべきであったと考える。</p> <p>当契約は委託費全体に占める固定費の割合が9割以上を占め、社会経済状況の変化による委託費の見直し条項は極めて重要である。長期契約においては、状況変化に応じた柔軟な見直しが可能となるように委託費の見直しに関する契約内容を慎重に設計すべきであったと思われる。</p>	118	契約の範囲内で見直します。	措置等を講じない
36	南部クリーンセンター	担当課案件	⑦ 第二清掃工場運転管理委託	委託	制限付き一般競争入札	意見	<p>ごみ処理量の実績が計画を下回って推移しており、固定費が計画処理量を前提に見積られている関係上、ごみ処理量の実績が計画を下回ることで、固定費が割高になる可能性がある。また、変動費単価に対する影響もあると考えられる。加えて、東日本大震災後の放射能問題に伴い平成23年度以降のごみ処理量は計画値を大幅に下回るなど市のごみ処理体系において大きな変化が生じている。</p> <p>ごみ処理量について見積りと大幅な乖離が生じた場合には、事業契約書の条項に基づき、委託費を適時・適切に見直すことが考えられる。</p> <p>また、今後の状況に応じてではあるが、抜本的な変更を必要とするような事態となった場合には、契約者間の協議により、契約内容の変更を図ることも方策の一つと考える。</p>	119	契約の範囲内で見直します。	措置等を講じない
37	放射線対策室	担当課案件	① 放射線量測定機器購入 ② 放射線量測定機器購入（庁内緊急配備） ③ 放射線量測定機器購入（市民貸し出し追加配備） ④ 放射線量測定機器購入（学校、保育園、幼稚園への配備）	物品	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	意見	<p>いずれについても一者随意契約の方法を採用している。平成23年8月に同種の機器を12台購入しており、この納入業者選定のために実施した指名競争入札の結果を参考にした上で左記①～④の納入業者を選定した。</p> <p>①～④の契約により、合計500台を60,243,750円で同一業者から同一単価で調達しており、8月調達時の12台と明らかに規模が異なる。再度入札や見積り合わせを実施することで、調達価格が抑えられた可能性がある。多量の測定機器を緊急に納入できる業者からの調達を優先したが、調達価格の妥当性について検討する余地があったと思料する。</p>	121	意見を踏まえ、随意契約とする場合であっても、その緊急性、経済性等を総合的に検証するとともに慎重に判断し、できる限り競争性の確保を念頭においた適正な契約事務を執行するよう努めます。	措置等を講じた
38	農政課	担当課案件	① 柏市都市農業担い手支援委託	委託	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	意見	<p>業者の業務遂行に関し、例えば農政課担当者と道の駅しょうなんの所長とで業者の報告書等の内容確認を実施しており、また、日々の活動については定期的にモニタリングしてチェックしている。しかし、検査実施内容や結果についての報告の証跡は残されておらず、検査書に担当者の記名押印が残されているのみである。</p> <p>実際に業務の提供を受けたことを立証できるよう、検査内容や結果に関する証拠を文書により作成・保管することが望まれる。</p>	123	農政課職員による研修先農家への巡回やヒアリングなどを実施してきましたが、その結果を文書により記録していませんでした。今後は検査内容についての文書を作成して保管していくこととします。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
39	公設市場	契約課案件	①公設市場設備管理等業務委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	意見	現状、当該施設に関する管理委託業務は1社に委託してきている。しかし、取引先に不測の事態が生じ、業務遂行が困難になるといった事象が発生した場合、公設市場の設備管理が適切に行われず、市場の運営に支障をきたす可能性がある。 このようなリスクを軽減するために、例えば、金額の見直しも含めて、競争見積り合わせへの参加業者を増やすような施策の検討を行う必要があると考える。 なお、平成25年度の契約においては、プロポーザル方式による業者選定を考えていると担当課より説明を受けている。	125	競争入札やプロポーザル方式へ、又金額の見直し等で参加業者が増えるよう施策検討します。 平成25年度はプロポーザル方式で業者選定します。	措置等を講じた
40	都市計画課	契約課案件	①電算システム機器賃貸借等契約	賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①2号(及び6号))	意見	機器のリース業者とソフトウェアの保守業者を同一とすることが必ずしも必須とは言えず、当該契約は保守契約と機器のリース契約に区分し、後者については、契約方法を再検討することが望ましい。	125	機器とソフトウェアの保守の業者を同一とすることは、窓口業務に必要な機器という性格上、不具合等が生じた際の速やかな復旧を図る観点から一定の理由はあると考えます。 しかしながら、今回の契約手続きにおいては、機器のリース業者とソフトウェアの保守業者を同一にした場合と別にした場合の良否の比較検証をさらに十分行うこととします。	措置等を講じた
41	公園管理課	契約課案件	①柏西口第一公園他67箇所維持管理委託 ②永楽台近隣公園他68箇所維持管理委託 ③柏ビレジ近隣公園他48箇所維持管理委託 ④伊勢原ふるさと公園他68箇所維持管理委託	委託	制限付一般競争見積り合わせ	意見	制限付一般競争見積り合わせで決定されているが、監査対象期である平成23年度を含む直近3年間の契約者を見ると、年度によってばらつきがあってもおかしくないが、毎期同一の者が落札者となっている。このような状況が生じる原因等を十分に検討し、業者選定や見積り合わせの方法等に工夫を凝らすなど、対応が必要と考える。	127	関係部署と協議を重ね入札制度、契約方法の一部見直しを行いました。その他、現在市内の10エリアを分割している維持管理業務の見直しを行う予定です。なお、それに伴う指定管理者制度の導入についても検討致します。更に緑地協働事業及び公園里親制度の活用による、幅広く市民参加が出来る機会を見出していきます。	措置等を講じた
42	公園管理課	契約課案件	①柏西口第一公園他67箇所維持管理委託 ②永楽台近隣公園他68箇所維持管理委託 ③柏ビレジ近隣公園他48箇所維持管理委託 ④伊勢原ふるさと公園他68箇所維持管理委託	委託	制限付一般競争見積り合わせ	意見	柏市には市全体で635箇所の公園があり、これらは10ブロックに区分され、管理が行われている。これら10ブロックの業務委託につきそれぞれ検査書が作成され、3月30日あるいは3月31日付で課長による検査が実施されていることとなっているが、対象となる場所が極めて多数にのぼり、実際には同日での検査は物理的に困難である。 実際にはその時々で市の職員が見回りをしたり、修繕等が発生した時点でその状況や作業内容を確認したりしているため、常時継続的な確認あるいは検査が実施されている。 したがって、市の検査書はこのような委託業務の検査書として実態に適合しておらず、形骸化しているものとする。実態に即した様式により、実際の検査あるいは確認内容が明確となるよう工夫を凝らす必要があるものとする。	127	業務によって検査内容や方法が異なりますが、財政課等と協議の上、検査の実態に合わせた検査書の様式を新設し、検査内容の充実を図っていきます。	検討中
43	公園管理課	担当課案件	①増尾城址総合公園他2箇所管理業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第3号)	意見	当該契約に関する支払いは、年度分の年初一括概算払いとなっている。 担保や保証を設定しているわけではないため、債権保全等の観点からは分割払いを検討してみることが望まれる。	128	平成25年度から年初と中間の年2回に分割し支払いします。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
44	道路維持管理課	契約課案件 (①②) 担当課案件 (③)	①柏駅昇降機管理業務委託 ②豊四季駅自由通路管理業務委託 ③小柳町上空通路延伸部分等管理委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	柏駅昇降機管理業務委託、豊四季駅自由通路管理業務委託及び小柳町上空通路延伸部分等管理委託はいずれも一者随意契約により行われているが、その理由が3者で矛盾している。このため、3者を比較すると、業者選定に関して、実際には一者随意契約が絶対というわけではなく、選択の幅が残っているように思われる。業者選定に関して、一者随意契約ありきとしてではなく、再度検討してみる必要があると考える。	129	他市公共住宅の昇降機による死亡事故等の発生に鑑み、市民が利用する公共物として、より安全に運行を行うため製造メーカーによる保守・点検を基本と考えます。現在、柏駅昇降機については、保守・点検をメーカーへ、監視業務を東西各デパートへ委託しております。豊四季は保守・点検・監視業務を一者へ発注、どちらも昇降機の保守・点検については慣例的に製造メーカーへ依頼しているところであり、今後保守・点検について、直接に製造メーカーへ発注する方向で検討します。ただし、小柳町に関してはエスカレータ保守・点検は製造メーカーが行っていますが、民間所有物を市が使用し管理費を負担する契約となっているため市が直接製造メーカーへ委託するには検討を必要とします。	検討中
45	道路維持管理課	契約課案件 (①②) 担当課案件 (③)	①柏駅昇降機管理業務委託 ②豊四季駅自由通路管理業務委託 ③小柳町上空通路延伸部分等管理委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	3つの委託業務には対象となる台数の違いはあるが、昇降機の保守業務が共通している。しかし、当該業務の1台当たりの単価にはかなりの差(概算計算書上、エスカレーター(2基)フルメンテナンス単価に倍以上の開きがある)が生じている。現在のコストが委託業務に見合った適切な金額か否かについて、契約内容を詳細に把握した上で検討を行う必要があると考える。	130	豊四季エスカレータについては、ほぼ室内設置同様、直接の雨・雪・風等の影響を受けにくい箇所に設置されています。対して、柏駅エスカレータには屋根の設置はありませんが雨等の吹き込みがあり、それらに対応するため雨水のグリストラップ等も設置されています。また、小柳町エスカレータには屋根の設置が無く露天設置となっています。これら屋外設置のエスカレータは本体、歯車及びチェーン等が直接天候の影響を受けてしまうため、保守点検費用に影響し、豊四季10.5万円/月、柏駅平均24.1万円/月、小柳町23.6万円/月の差が生じます。今後についても、より詳細を把握して行きたいと考えています。	検討中
46	道路維持管理課	契約課案件 (⑤) 担当課案件 (⑥)	⑤柏駅西口昇降機監視業務委託 ⑥柏駅東口昇降機監視業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	現在、柏駅の昇降機監視業務を東口と西口で別業者に依頼している。しかし、柏駅の西口・東口は線路を挟んで極めて近い場所にあり、東口・西口を分けて昇降機監視業務委託を行った場合でも、運転状況の監視と安全対策の遂行という業務の目的は達成可能ではないかとの疑問が生じる。東口・西口を分けて当該業務委託を行う必要性につき検討を行う余地があると考え。	132	それぞれにデパートの防災担当室及び警備室へ現場テレビカメラから直接配線が繋がっている状態や、16年に渡って東口と西口とに担当範囲を決めて監視業務を委託してきた経過等をよく考慮し、東口と西口を分けて一括して監視業務を発注する方法についても、今後検討していきます。	検討中
47	交通施設課	担当課案件	① 柏市自転車保管所運営等業務委託	委託	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	意見	従来から見積り合わせにより業者を選定してきた。平成23年度については、見積り合わせを2回実施したが、いずれの業者も予定価格内の金額でなかったため不調となり、緊急性等により平成22年度に契約した業者と一者随意契約の方法を探るに至った。この背景として設計額の大幅な見直しがあった。見積り合わせを早期に実施していれば不調後に再度見積り合わせを実施することができ、一者随意契約は回避されたと考えられる。設計の前提が従前と変わり設計額及び予定価格を変更するような場合に関しては不調のリスクが高まることから、担当課が契約課に早い段階で情報提供する等の連携を図り、不調のリスクを考慮したスケジュールを設定し、注意して契約手続を進める必要がある。	133	設計内容や仕様内容が大幅に変更となる場合は、不調のリスクを踏まえて早期発注を行い、契約事務手続きに支障がないようなスケジュール設定を行ってまいります。	措置等を講じた
48	水道部総務課	総務課案件	① 量水器その1(平成23年度第2、3、4四半期分) ② 平成23年度量水器その2(平成24年度第1四半期分)	物品	制限付き一般競争入札	意見	量水器等の貯蔵品については、職務分掌上、総務課に管理権限があり、購入に係る担当部署は総務課となっている。しかし、実際の量水器の据え付けや購入数の決定は給水課が行っており、総務課で管理する理由は希薄と思われる。内部統制の観点から物品の取り扱いと台帳管理は分離することが望ましい。総務課における貯蔵品の取り扱いについては、台帳管理のみにとどめるべきと考える。	140	現在は、柏市水道事業会計規程に基づき、企業出納員である総務課長が貯蔵品の出納を管理を行っています。これを、実際に使用する立場にある給水課・配水課に管理権限を移管することで、内部統制の改善のほかに、より技術的な視点から管理を行えることなどの利点が生じることが考えられることから、規程の改正等をおこない、平成26年度から管理体制を変更します。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
49	水道部総務課	総務課案件	③ 電算業務委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	現在の契約方式では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該開発費用が委託料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の委託料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。	141	現在は、電算業務委託は、㈱ディー・エス・ケイと、業務委託契約では、庁内ネットワーク管理及び水道財務会計システム等におけるシステム経費及びシステム導入時に発生する経費について契約し、電算機器賃貸借契約では、機器使用料及び保守料等について契約を締結しています。今後は、委託及び賃貸借内容を明確化し、システム導入時の経費についても、十分に把握することができる契約内容としていきます。	措置等を講じた
50	水道部給水課	総務課案件	① マッピングシステムデータ更新業務委託（給水編）	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	マッピングデータの更新作業の委託は、マッピングシステムの存在を前提とした業務であり、必然的にシステムの開発業者一者に依存せざるを得ない。このような一者随意契約にあつては、可能な限り他の比較情報等を入手し、相対的に取引価格の検証を図るべきと考える。たとえば、マッピングデータの入力業務は他の自治体等でも実施されているはずなので、自治体間での情報交換により地図データ入力に関する市場の相場のようなものが分かるのではないかと考える。また、業務内容を詳細に検討し、個々の作業内容の見積りが不合理でないことを確認すべきである。	142	マッピングデータの更新作業については、専門性や能力を勘案し、一者に限定されてしまうものです。マッピングデータの入力業務の単価について、他市と比較し、一般的な相場とかけはなれていないことを確認しました。今後、合理的で公平な契約事務を推進するため、業務内容を詳細に検討し、作業内容の見積りが適正か確認していきます。	措置等を講じた
51	水道部配水課	総務課案件	② 配水管等漏水事故現地確認業務委託	委託	随意契約 (施行令第167条の2第1項第2号)	意見	業者の見積額の根拠資料が入手されていない。業者の見積根拠資料は、その内容等を検討することにより市の設計額の積算に有用な情報を提供するものであるところから、見積額の根拠資料の入手は必ず行う必要がある。	145	業者の見積額の根拠資料（見積書）は毎回徴収しております。担当において失念がありました。見積根拠資料の内容等の検討を今後も行なって参ります。	措置等を講じた
52	水道部配水課	総務課案件	⑤ 配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託	委託	制限付き一般競争入札	意見	制限付き一般競争入札ではあるが、ここ4年ほどの入札状況をみると、応募者が1者となっている。複数年にわたり応札者が1者であり、また、過去の落札状況が公表され周知の事実であることを考慮すると、実質的には競争入札の効果が限定的となっている可能性もある。一般競争見積り合わせにおいては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。また、仮に参加者の拡大が図れず、応募者が一者しかない競争見積り合わせとなった場合は、むしろ見積り合わせを取りやめて随意契約に切替え、個別に価格交渉を行ったほうが合理的であると考えられる。	148	当業務委託案件は人件費が大半を占め、業務委託区域内の配管網及び建物業種の立地状況等の把握度合いにより必要な人工数が変わってまいります。したがって相市の状況に詳しい現受託業者が効率的に人員配置できることから応札していると思われます。今後も応募者1者のみが続くようであれば随意契約も含めて方法を検討して参ります。	措置等を講じた
53	水道部配水課	総務課案件	⑥ 配水管改良工事（23-201-0）	工事	制限付き一般競争入札	意見	制限付き一般競争入札が実施されているが、参加者17者のうち15者が最低制限価格で応札している。市ではこのような状況の原因調査は実施していないが、要因を調査検討し、次の入札に当たっての参考情報とすべきである。	149	当工事案件は設計価格の約85%を最低制限価格として事前公表にて入札を実施しています。発注金額の規模が手頃で業者のメリットも大きいと考え各社が応札したと思われる。このような場合は特に注意して施工状況を精査して参ります。	措置等を講じた
54	水道部浄水課	総務課案件	① 次亜塩素酸減菌設備修理	工事	制限付き一般競争入札	意見	応募者が1者の状態が一定期間継続している。複数年にわたり応札者が1者であり、また、過去の落札状況が公表され周知の事実であることを考慮すると、実質的には競争入札の効果が限定的となっている可能性もある。一般競争見積り合わせにおいては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。また、仮に参加者の拡大が図れず、応募者が一者しかない競争見積り合わせとなった場合は、むしろ見積り合わせを取りやめて随意契約に切替え、個別に価格交渉を行ったほうが合理的であると考えられる。	151	次亜塩素酸減菌設備は、消毒その他衛生上必要な措置として水道水に次亜塩素酸ナトリウムを注入する極めて重要な設備のため、発注では、水道施設の工事実績を求めた制限付き一般競争入札としています。競争入札では入札まで1者であることは分からないため、価格の低減が図れるものと考えていますが、随意契約方式は、最初から1者を対象とするため、価格交渉を行うことはできませんが交渉したいとなるため、今後、競争入札と随意契約のどちらが価格の低減が計れるか契約方法について検討して参ります。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
55	水道部浄水課	総務課案件	② 配水ポンプ及び電気計装設備更新工事	工事	制限付き一般競争入札	意見	平成21年度の入札においては入札参加者が2者、平成22年度の入札では参加者が3者であったが、平成23年度は1者となっている。また、平成24年度においても1者であった。たとえば指名競争入札を利用するなど、一定の入札参加者が確保されるよう留意する必要があると考える。	152	今回発注した配水ポンプ及び電気計装設備更新設備は、柏市配水コントロールシステムと密接に係る更新工事のため、発注では、水道施設の工事実績を求めた制限付き一般競争入札としています。発注内容によっては、複数の入札参加者もあるため、今後の動向をみながら指名競争入札も含めて契約方法を検討して参ります。	措置等を講じた
56	水道部浄水課	総務課案件	③ 施設運転管理業務委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	意見	制限付き一般競争見積り合わせが実施されており、数年前まで見積り合わせの参加者が複数存在していたが、ここ5年間の競争入札の応募状況は年々減少の一步をたどり、平成23年度は応募者が2者となった。施行可能な業者の情報等の入手に努め、参加者の拡大に注力すべきと思われる。場合によっては、再度業務内容の分割化による組替えも含め、見直しを図ることが必要と思われる。	153	施設運転管理業務委託は、業務の効率化や行定年退職者不補充等の対応から業務を包括的に委託しているものです。今後も同様な考え方で進めて参りますが、業者選定ではプロポーザル方式の参加者を事前に調査するなどの検討を加え、競争性に努めて参ります。	措置等を講じた
57	スポーツ課	担当課案件	② 利根サイクリング道路除草業務委託	委託	随意契約(施行令第167条の2第1項第6号)	意見	国土交通省から占有許可を受けた土地の除草作業を義務付けられているが、同省と同じ業者を利用している。可能であれば、契約交渉上は一体として連携が図れないか検討することが望まれる。また、一体交渉等が困難であるとした場合であっても、国土交通省の契約金額(面積当たりの単価)等の情報を入力し、参考数値として一者随意契約の見積り合わせに利用すべきと考える。	156	5月に国土交通省利根川上流河川事務所守谷出張所に一体契約について問い合わせをしましたが、会計上、経費の按分が不可であることや、受託にした場合市から国へ経費を支払うため費用が高額になる等の理由により不可であるとの回答を得ました。このため、契約金額等の情報を入力し、5月に見積り合わせを行い、契約を締結しました。	措置等を講じた
58	学校教育課	契約課案件	② 学校警備業務委託(その7)	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	意見	本契約において、予定価格3,651千円で制限付き一般競争見積り合わせの方法により業者を決定しているが、契約金額は1,260千円(落札率34.5%)であり、予定価格と契約額とが大きく乖離しており、落札率も著しく低い。本案件では、本契約の概算計算書に関する詳細な根拠資料が残されておらず、具体的な設計方法は不明となっているものの、本契約の設計額が高額であったかの印象を受ける。原因を調査し、設計額の算定に問題が無い、あるいは他の要因があるのか検討しておくことが必要と考える。	158	平成24年度事業からは、概算計算書を作成する際、積算根拠となる参考見積書を業者に依頼するとともに、経済情勢や市場価格の動向を考慮し算定します。	措置等を講じた
59	学校教育課	担当課案件	① 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏一小他) ② 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏二小他) ③ 教育用パーソナルコンピュータ貸借契約(柏三小他) ④ 教職員用パーソナルコンピュータ貸借契約(小中18校) ⑤ 教職員用パーソナルコンピュータ貸借契約(小中19校)	貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	意見	①②③と④⑤はそれぞれ同一内容の契約を学校グループ単位で別個に締結したものである。導入時期の違いがあるため一概に契約を統合することは難しいと思われるが、例えば、④⑤はセキュリティ上の措置が高いものの、スペック自体は庁内のものと同等のパーソナルコンピュータの貸借契約であるため、市の窓口を一本化して庁内のもの一括で契約することで、より有利な条件で契約できないかを検討することが望まれる。	160	現在柏市では、パソコンの貸借について、地元業者の受注機会の確保に一定の配慮をしているところです。ただし、より有利な条件で調達するために、仕様の見直しや十分な納期の確保等を行う方針です。本庁との一括契約については引き続き情報政策と協議していきます。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
60	学校企画室	契約課案件	① 体育用備品(その3)	物品	指名競争入札	意見	市のルールとしては、物品の購入時には検査書の作成義務がなく、当該物品の納品時に検査が実施されたか否かを確認できる書類の作成・保管や、納品書の保管は任意である。仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証できるよう、検収方法や検収書類の作成・保管、納品書の保管に関するルールを明確に定めることが望ましい。	161	検収書類の保管は引き続き行う他、会計課等と協議しながら、市の検収方針に従い事務を進めます。	措置等を講じた
61	学校企画室	契約課案件	① 体育用備品(その3)	物品	指名競争入札	意見	柏の葉小学校の体育用の消耗品及び備品の購入は、主な受注者が市内の小規模な業者であるため、案件を1つにまとめると発注規模が大きくなりすぎ受注できない可能性があること、また、市内業者への受注機会の確保の観点から、3つの契約に分割して実施されている。本契約のように、同一時期に同一用途に用いる体育用備品の購入については、まずは競争原理の観点から、一括して入札を行い、仮に指名業者全てが応札できない事態に直面した場合には分割発注を検討するという手順が望ましいと考える。 なお、市の政策として市内業者への受注機会の確保を優先するのであれば、分割発注に関する一定のルールを設けることにより恣意性を排除し、また、分割内容等に関する根拠資料を作成、保管しておくことが望まれる。	161	発注単位の分離・分割については、案件の性質、過去の受発注実績、応札可能業者の状況、地域経済政策(市内業者の受注機会の確保)、中小企業基本法における責務、官公需法(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)における施策といった各種観点を基礎として総合的な判断により適切に対応しています。なお、工事の分離発注については、柏市契約事務取扱要領第3条において基準を定めていますので、委託・物品についても同様に対応していきます。	検討中
62	学校企画室	担当課案件	① 柏の葉小学校消耗品及び備品	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	意見	本契約の他、ほぼ近似するタイミングで、同一業者からキーストック他文房具等の消耗品を購入する契約が検出された。本来、同種の物品については、可能な限り一括して発注し、規模のメリットの享受を図るべきである。また、合算して考えれば、80万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法による契約となるべきものであったと思われる。	163	契約課等と協議しながら、市の発注方針に従い契約事務を勧めます。	検討中
63	学校施設課	契約課案件	① 柏市立富勢西小学校排水処理施設回転円板装置交換工事	工事	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	市では、既存の回転円板装置と同じものを製造及び交換するには既存施設を製造及び設置した業者でなければ施工できないと判断し、学校開校時に上記施設を製造及び設置したパンフィックエンジニアリング株式会社から事業承継されている現在の契約先と随意契約を締結した。上記の場合、一者随意契約にこだわらず、業者の選定方法を検討すべきであったと考える。	164	今後、同様の工事が発生した場合、製造業者や設置業者に捉われず、幅広く情報の収集に取り組み、複数の業者の選定を検討します。またその経過についても資料等を残します。	措置等を講じた
64	学校施設課	契約課案件	② 市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託(その1)	委託	指名競争入札	意見	他の業務の包括化を図ったが、概算計算書を閲覧したところ、対象学校数や業務内容には変動があるものの、包括化による単価の見直しは行われておらず、実際には予定価格は硬直的に推移していた。現状に即して予定価格の積算を見直すことを検討するとともに、包括した契約についてはその経済性のメリットの有無を検証し、更なるコスト削減の余地を検討するべきと思われる。	165	平成25年度分より、複数業者の見積りを徴収し、査定して積算をしています。また、コストについては、点検内容を見直した結果、削減することができました。	措置等を講じた
65	学校保健課	契約課案件	① 給食室内清掃及び害虫駆除業務委託	委託	制限付き一般競争入札	意見	制限付き一般競争入札の方法を開始した平成20年度においては落札率70.4%と低い水準に収まり、予定価格と契約額とが大きく乖離している。一方で、その翌年の平成21年度において、予定価格はそれほど変動せず、また、同一業者が落札しているにもかかわらず、落札率は90%台に上昇している。このような変化があった場合には、原因を調査し、設計額の算定に問題が無いか、あるいは他の要因があるのか検討しておくことが必要と考える。	167	平成25年度については国の建築保全業務労務単価及び建築保全業務積算要領を参考に設計額の見直しを行いました。その結果、入札金額は昨年度より減となりました。落札額については、落札しなかった業者とはほぼ近い額であったので、設計額は妥当なものと考えます。	措置等を講じた

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
66	学校保健課	担当課案件	① チャック付きポリ袋(学校保健課及び柏市内各小学校) ② チャック付きポリ袋(柏市内各中学校)	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	意見	概算計算書を読んだところ、インターネット上の市場価格である@17,200円を参照の上、市内の小売業者の力量を勘案し、過去の実績の平均値である@28,000円に0.75を乗じた@21,000円として積算が実施されていたが、実際には予定価格の64.9%である@13,500円で購入することとなった。 従来より予定価格が高額であった可能性がある。今後は同様の一般に普及している物品の購入に際して、安易に過去の実績にとらわれることなく、より慎重な積算を実施することが望まれる。	168	今後、同一内容の物品購入を行う予定はないが、類似する案件が発生した場合は、市場価格の調査や参考見積書を取るなど、より実態に即した積算に努めることとしました。	措置等を講じた
67	学校保健課	担当課案件	③ 給食室用消火器(小学校) ④ 給食室用消火器(中学校)	物品	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	意見	概算計算書を読んだところ、消火器処分費用予定価格単価が@1,800円と設計されているものの、参考見積書上の単価@1,500円よりも高額となっていた。市はそれほど単価が毎年変動する性質のものではないため、過去の実績に基づいた積算を実施しているが、参考見積書よりも高額となるのは合理的でない。安易に過去の実績にとらわれることなく、より慎重な積算を実施することが望まれる。	169	指摘を受け、平成24年度末に行った「給食室用消火器」の購入においては、改めて参考見積書を取り積算の参考としました。	措置等を講じた
68	教育研究所	契約課案件	① 柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム貸借契約	賃貸借	指名競争入札	意見	保守業務に関して、業者からの日々の報告書に基づき作業の検査を実施しているが、稀なケースではあるものの、保守業務が発生しなかった場合には報告書の提出がないため作業の検査は行われていない。保守業務が発生しなかった場合であっても、発生しなかった旨の報告を受け、作業内容の検証を実施することが望まれる。	172	今後は、保守業務が発生しなかった場合であっても、発生しなかった旨の報告を受け、作業内容の検証を実施します。	措置等を講じた
69	教育研究所	担当課案件	① IT教育支援アドバイザー事業委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	検査実施内容や結果についての報告の証拠は残されておらず、検査書に担当者の記名押印が残されているのみである。 実際に業務の提供を受けたことを立証できるよう、検査内容や結果に関する証拠を文書により作成・保管することが望まれる。	173	IT教育支援アドバイザー作業報告書を作成し、業務(作業)ごとに、その内容と結果について教育研究所長が確認の上、所見を記入して保存するようにしました。今後も、検査内容や結果について、文書により作成、保管していきます。	措置等を講じた
70	情報指令課	契約課案件	① 消防指令情報システム保守委託	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	意見	当該システムは、システムの安定稼働のための保守委託が必要となり継続的に保守委託費用が発生することとなっている。 当該案件のようにシステムの独自開発があり、導入後の保守委託業務も開発元に依頼することとなる案件については、システム導入時の当初導入コストに導入後に生じる保守委託費用発生見込額を考慮した金額を予定総額費用として捉え、いわゆるライフサイクルコストの検討を行うべきである。しかし、当該案件については、導入時の取引先の決定が保守委託費用を考慮しない金額に基づき実施されている。 この点、システム導入時の当初導入コストに導入後に生じる保守委託費用発生見込額を考慮した金額を基に取引先を選定するべきであったと考える。	175	指導を受けたことについて、今後、システムの導入等の際には、グローバル方式等の契約方法を検討し、導入後に生じる保守委託費用発生見込額を見越した契約とします。	措置等を講じた

管理番号	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
1	意見	<p>個々の契約案件の中には、従来のやり方を踏襲しているだけであるように感じるケースが見受けられた。従来からの方針等にとらわれず、個々の案件ごとにさらなる工夫や検討を加える余地があるのではないかと考える。</p> <p>委託業務契約にはさまざまな事情から一者随意契約が存在しているが、その理由書をみると必ずしも1者にこだわる必要がないようなケースも見受けられる。</p> <p>プロポーザル方式に関して、前年にプロポーザル方式を実施していることをもって一者随意契約の理由として認められるためには、プロポーザル方式による業者決定の効力の期間等を別途ルールとして定める等の手当てが必要と考える。</p> <p>また、価格面においては一者随意契約の場合、取引として比較の対象を持ち得ず競争原理が働かない。契約金額等の妥当性の検証において別の角度からのアプローチが必要である。業者の見積りや業務の履行内容を詳細に検証し取引の合理性の確保に努めるべきである。業者との間に緊張感を有する関係を保つことが重要である。</p>	176	<p>【財政部契約課回答】 入札方法は、一般競争入札を原則としていますが、入札条件の設定や指名業者の選定については、十分な検討を行い、その根拠資料を残していますので、今後も創意工夫を怠らずに、競争性・透明性・公平性の確保に努めます。</p> <p>一者随意契約の理由については、従来よりガイドラインを作成し重点的に指導しておりますが、引き続き指導に努めます。</p> <p>プロポーザルで選定した業者とのその後の一者随意契約の期間については、案件の性質に応じて定めるべきものと考えますが、プロポーザル実施時に契約期間を想定し、その期間の見積りを徴取し、価格とそれ以外の要素を含めて決定すべきと考えます。</p> <p>一者随意契約の設計額の積算については、仕様と積算根拠を明確にし、設計額を精査するよう指導していきます。</p>	検討中
2	意見	<p>競争入札に関しては、例年1者しか応札者がいないケースなど、従来から契約先が同一で硬直的な案件について何らかの工夫が必要であろう。参加者の増加に努めることはもちろんであるが、それが困難な場合には、むしろ随意契約に切り替え交渉を行ったほうが価格を含めた取引の精度を上げることができるのではないかと考える。</p> <p>市の職員の不補充による職員数の減少から、近年委託業務の包括委託契約が増加している、あるいは包括委託契約に含まれる業務が拡大している傾向にある。その時々で種々の事情を勘案し、委託の範囲を十分に検討していくことが今後も必要であろう。</p>	177	<p>【財政部契約課回答】 平成26年度からは電子調達システムに参加することから、登録業者の増加が見込まれるので、引き続き一般競争入札を中心とした競争性を確保した入札に努めます。</p> <p>包括的な委託の範囲に関しては、発注課できちんと精査するよう指導します。</p>	検討中
				<p>【水道部総務課回答】 例年1社しか応札者がない硬直化した契約案件について、応札参加者の増えるような事業内容を検討するほか、随意契約又は指名競争入札の導入など、契約手法を検討します。</p> <p>水道部では、包括委託を複数年契約とし、委託料の削減に努めています。今後も、包括委託は、その時々々の事情を勘案し、委託の範囲等を十分に検討して行きます。</p>	措置等を講じた

管理番号	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分
3	意見	<p>現状ではルーチン業務としての事後モニタリングは実施されていない。 随意契約理由の妥当性及設計額の適正性、過年度からの契約業者の硬直性等、個別案件の状況を事後に時間をかけて検証し、その対応を図ることは非常に効果的な手続きと考える。 契約事務手続きは市の統制管理上極めて重要な事項であり、内部牽制の強化の意味で担当部門あるいは担当者を設け、事後のモニタリングを実施することが望まれる。</p>	177	<p>【財政部契約課回答】 事後モニタリングの実施については、組織体制を含め、行政改革推進課と協議していきます。</p> <p>【水道部総務課回答】 水道部職員配置計画により定められた職員数では、担当部門あるいは担当者を設け、事後のモニタリングを実施することは難しいが、随意契約理由の妥当性及設計額の適正性、過年度からの契約業者の硬直性等について、施工伺の段階で検証するよう努めます。</p>	<p>検討中</p> <p>措置等を講じない</p>

管理番号	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分
4	意見	<p>市では契約や支出事務の執行に関して、契約事務に係るシステムや財務事務に係るシステムを導入しているが、これらのシステムは入札業務や支払い業務を執行するために導入されたものであり、その利用や管理ツールとしての活用が必ずしも十分ではない。水道部に関しては現時点でも当該システムが使用されていない。</p> <p>また、契約事務執行システムに未入力でも、財務会計システム上、支払事務がなし得る仕組みのため、契約関係に係る統制が完全ではない。また、契約データの網羅性が確保されていない。このようなシステムの連携を考える場合、契約事務システムに未処理の契約案件については、支払が実行できないように設計するのが一般的な考え方と思われる。</p> <p>さらに、市には現在、事後モニタリングという統制制度が存在しないため、統制ツールとしての契約データの活用を必要としていない。そのため管理ツールとして利用できるようなシステムが構築されていない。</p>	177	<p>【財政部契約課回答】 元々、契約事務(入札・見積り合わせ、契約締結、変更契約)を管理する契約事務システムと、歳出・歳入伝票(予算執行)を管理する財務会計システムは別々に導入・開発されたものですが、両システムの連携の有効性は認識していましたので、現在は、契約の締結から支払まで契約事務システムで管理できるようになっています。しかし、支払事案の性質上、契約事務システムを経由しなくても、支払いが発生する場合(例:扶助費等)も多くあります。いずれにせよ、システムの改修については、費用対効果を踏まえ、検討していきます。</p> <p>【財政部財政課回答】 契約事務執行システムへの入力が義務付けられているのは、工事・修繕工事のすべての契約であり、委託・物品・賃貸借の契約については、5万円以上のものが対象です。このため、契約システムと財務システムを連携させたとしても、財務システムだけの処理案件も多数存在することとなります。 単価契約の場合、契約時点で支払額が定まらないだけでなく、文房具、ガソリン、作業服などでは特定の課が代表して契約事務を行い、市への納入単価を決定しています。このため、一つの契約から、支出する予算科目が複数の課に、複数の予算科目に渡ることとなります。 契約システムでは、契約に至る過程での手続をメインとしたシステムであり、緊急工事の場合のような事後的なシステムへの登録を予定していません。 水道部は地方公営企業法の適用を受けており、柏市では事業管理者を設けています。このため契約等についても管理者が独自に行うこととなるため、同一の契約システムによるかどうかの判断については水道部の判断に委ねています。 これらの課題もあり、連携によるメリット、システム改修の費用、業務量の変動等を勘案して、連携の必要性を判断していきます。</p> <p>【水道部総務課回答】 契約事務執行システムは、平成24年度に準備を進め、平成25年度から運用を開始し、担当課案件についても契約事務執行システムにより入力することとしています。 また、契約事務執行システムと財務会計の連携の強化については、今後検討して行きます。</p>	<p>検討中</p> <p>検討中</p> <p>措置等を講じた</p>

	施設名称	項目	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
1	地域福祉センター	① 公募の応募者数について	意見	公募に応募した業者は現指定管理者の他1者のみであり、公募の効果はまだ限定的と思われる。募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。	182	【保健福祉部保健福祉総務課回答】 ・次回公募の際は、募集期間を拡大します。 ・本件指定管理の受託者となり得る福祉関係事業者に周知すべく、市内社会福祉法人へのお知らせなど、新たな方策を実施します。	措置等を講じた
						【企画部行政改革推進課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
2	地域福祉センター	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	182	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
3	老人福祉センター	① 公募の応募者数について	意見	公募に応募した業者は指定管理者の他1者のみであり、公募の効果はまだ限定的と思われる。募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。	184	【保健福祉部高齢者支援課回答】 施設老朽化のため維持修繕費の見込みが難しく、主催講座のノウハウなどソフト・ハードの両面で業務を担い、且つ意欲のある事業者が少ない現状。公募時に業務内容をより詳細に説明するなどの工夫を検討します。	検討中
						【企画部行政改革推進課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
4	老人福祉センター	② 収支状況の把握について	意見	指定管理者から市に報告される収支状況について、平成23年度に関しては、指定管理者側で調整が行われ、収支差額ゼロとして報告されている。収支差額の実態を正しく把握しなければ、業務の正確な実態把握が困難になることから、市が指定管理者に対し、調整を行わず正しい決算数値を報告するよう指導することが望まれる。	184	指定管理者と定例的に協議する場を設け、財務状態の把握を行うとともに、経理処理の適正化や適切な施設運営について、指導・調整を行っていくこととしました。	措置等を講じた
5	老人福祉センター	③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	184	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
6	柏市立障害福祉サービス事務所（青和園）	① 公募の単位について	意見	青和園と平生園は地理的には離れているとはいえ、市内における同種の施設であり、同一法人が業務を行うことのメリットは少なからずあるものとする。行政コストの削減やサービスのより一層の向上、専門性の向上といった指定管理者導入の趣旨を鑑みるならば、各園単独での公募のみならず2園一括で応募を可能とすることも十分検討に値するものとする。	185	指定管理者導入の際にそういった意見もありましたが、両園共に定員50名の比較的大きな施設だったため、同一法人で両園を運営するというのは人間的に見て難しいだろうという結論に至りました。今後、民営化を考えていく際にはその点について検討したいと思います。	措置等を講じない
7	柏市立障害福祉サービス事務所（青和園）	② 果実還元方法について	意見	青和園と平生園とで、果実還元方法が異なっている。しかし、今後受託法人間の公平性の観点(インセンティブの有無)、利用者の利便性の観点(施設改善費用充当の有無)、市側のコストの観点(金額還元の有無)、指定管理者との長期的関係であることの法的安定性の観点など、総合的多角的な視点から、果実還元のあり方については、より一層の検討が望まれる。	186	果実還元については、当初異なった方法により行われていたましたが、両法人と話し合った結果、今年度については統一した方法で行う予定です。	検討中
8	柏市立障害福祉サービス事務所（青和園）	③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	187	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
9	柏市立障害福祉サービス事務所（平生園）	① 仕様書に満たない職員数について	意見	仕様書における職員数に半年間で2名もの欠員が生じていた。その重要性を十分検討し、指定業務実績としての適正な評価を行うことが望まれる。たとえば、次年度以降における業務内容の見直しや指定管理料の積算への反映を行うことも考えられる。	188	職員の欠員については、法人と協議を行い、次年度の業務内容について見直しを行う予定です。	検討中

	施設名称	項目	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
10	柏市立障害福祉サービス事務所(朋生園)	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	188	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
11	柏市あけぼの山公園施設	① 公募の応募者について	意見	公募に応募した業者は現指定管理者の他1者のみであり、公募の効果は限定的と思われる。応募者拡大には最大限、注力すべきと考える。	191	【経済産業部農政課、都市部公園管理課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
					191	【企画部行政改革推進課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
12	柏市あけぼの山公園施設	② 収支状況の把握について	意見	指定管理者から市に報告される収支状況について、指定管理者側で調整が行われ、収支差額ゼロとして報告を受けた年度がある。収支差額の実態を正しく把握しなければ、業務の正確な実態把握が困難になることから、市が指定管理者に対し、調整を行わず正しい決算数値を報告するよう指導することが望まれる。	192	指定管理者からの年度報告書である決算書等については、提出書類の内容の説明を求め適確な決算書であるかを確認するとともに、歳入歳出関係書類を明確にするよう指導していきます。	措置等を講じた
13	柏市あけぼの山公園施設	③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	192	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
14	柏市都市農業センター	① 株式会社道の駅しようなんの今後のあり方について	意見	本契約では、公募による選定の結果、道の駅しようなんが指定管理者となり、従来と同様に同社が都市農業センターの運営管理を行っていくこととなっている。しかし、本来、道の駅しようなんは柏市都市農業センターの安定的な運営を企図して設立されたわけであり、指定管理者制度の趣旨とは相反することとなる。仮に、今後の指定管理者選定の結果、株式会社道の駅しようなん以外の業者が選定された場合、その存在をどのように取り扱うかという問題が浮上する。結局は農業センターを民間に任せると否か、あるいは、道の駅しようなんを今後どのように取り扱うのか、という課題であり、今後早期の検討が必要と考える。	193	株式会社道の駅しようなんは、柏市都市農業センターを管理・運営することを目的として設立した第三セクターですが、施設の設置目的である農業振興や地域の活性化といった点については、その役割を十分に果たしているとは言えません。このため、指定管理者の選定にあたっては非公募とせず公募としています。 株式会社道の駅しようなんの取扱については、本市の農業施策との関連も含めて株主等と協議を行い検討することとします。	検討中
15	柏市都市農業センター	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	194	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
16	柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏)	① 公募の応募者数について	意見	指定管理者制度導入当初の公募においては応募団体が8団体あったが、平成23年4月1日開始の指定期間に関する応募については、応募団体が1団体となり、激減している。応募者が僅少となった場合には、その理由の調査、検討を行い、今後の指定管理者の募集方法や損益構造等の見直しに生かしていくことが必要と考える。	195	【都市部公園管理課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
					195	【企画部行政改革推進課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた

	施設名称	項目	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
17	柏リフレッシュ公園 (リフレッシュプラザ柏)	② 応募者の財務分析に関して	意見	リフレッシュプラザ柏の指定管理者の選定にあたり、書類審査において応募団体の財務状況の分析を実施している。 今回の応募団体の中には、上場会社の子会社も含まれている。子会社の経営及び財務の安定性は親会社と密接に関連するため、子会社が応募者である場合には、当該会社の親会社及び親会社の連結グループの状況についても分析の対象とすることが望まれる。	196	応募申請の段階で、応募団体が連結決算を行っている場合には、連結決算財務諸表等を提出することとしています。	措置等を講じた
18	柏リフレッシュ公園 (リフレッシュプラザ柏)	③ 指定管理者に対するモニタリングについて	意見	指定管理者の業務内容については、評価のためのツールとして「指定管理者 事業概要説明書 兼 運営結果確認シート」を用意し、評価を実施している。 当該評価シートの内容を検討すると、記載内容からは具体的にどのような検査を行い、どのような結果であったか、必ずしも十分な説明がなされているわけではない。評価方法につき、再度検討し、制度の趣旨が果たせるような仕組みを構築する必要があると考える。	196	指定管理者の業務内容に対する評価方法については、他市のモニタリングの運営方法を参考にしながら、柏市におけるモニタリング指針の作成を検討しています。	検討中
19	柏リフレッシュ公園 (リフレッシュプラザ柏)	④ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	196	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、透明性の高い選定手続と知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
20	柏市市営駐車場	① 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	198	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
21	柏市市営駐車場	③ 利用者増加への取り組みと施設のあり方の検討について	意見	次回以降の公募時においては、利用者増加の方策として、引き続き、利用料金制の採用やインセンティブの付与等、指定管理者の自主的な営業努力を發揮しやすくするための工夫を検討して利用促進に向けた対応を図ることが望まれる。また、指定管理者と協力し、利用者の大部分を占める特約店数の拡大を図るとともに、周辺の駐車場事情や料金事情等を踏まえた駐車料金の見直しなど柔軟に対応することを検討された。 なお、当施設の開設時からの期間を通算したライフサイクルコスト全体では施設運営の採算確保は厳しいことが推察され、今後、利用料金制を採用するにしても指定管理者への成果配分をどのように行うか課題を有するものとする。 また、将来的な施設の活用方針に関して、施設用地について地権者と平成11年から50年間の定期借地権設定契約を締結しているという事実も重要な制約条件となる。 今後の施設のあり方について長期的な課題を内包していることに留意された。	198	今後も指定管理者と協力し、民間企業のノウハウを活用しながら、売上の大半を占める特約店拡大に向けた営業活動を行い、利用者獲得に努めます。 また、周辺駐車場の料金体系や、需要調査の上、必要に応じ、駐車料金の見直しを検討します。 また、今後、利用料金制の導入にあたっては、ライフサイクルコスト全体をふまえた検証を行い、指定管理者への成果配分を検討していきます。	検討中
22	南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場	① 施設の収支について	意見	指定管理者制度導入以降収支が赤字の状態であるが、市の見込みでは、指定期間の後半で年度赤字及び累積損失が解消されることを想定している。ただし、現在の赤字の状況が拡大するような事態が生じれば、将来の赤字解消について必ずしも樂觀できる状況ではないと考える。 収支項目別に計画値と実績値を比較分析したり、必要に応じて赤字縮小策について検討したりするなど、指定管理者と連携を図り、今後の業務遂行に懸念が生じないよう対策を講じていく必要があると考える。また、当該対応状況に関しては、その内容について記録保存し、今後の対応に役立てていく必要がある。	200	今後は指定管理者に各収支項目の現状分析を行わせるとともに、問題点がある場合には指定管理者と協議し、今後の運営に支障が出ないよう必要な対策を検討してまいります。また、分析結果や対応状況については、記録に残していきます。	検討中
23	南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場	② アンケートについて	意見	駐輪場ごとに書面によるアンケートを実施しているが、収容台数120台分の駐輪場で有効回答数が2票(回答率1.67%)の施設があった。 アンケートは利用者の意見を聴取して業務改善に反映させることを目的としていることから、例えば実施期間の延長や配布数の増加等により回収率を高める必要がある。	200	アンケートにつきましては、利用者の意見を聴取し、業務改善に反映させることを目的に実施していることから、より多くの利用者の意見を聴取するため実施期間の延長や配布方法を検討するなど、回収率を高めていきます。	検討中
24	南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場	③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。	201	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた

	施設名称	項目	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分
25	柏市スポーツ施設（指定管理分）	① 公募の応募者数について	意見	公募に応募した業者は指定管理者1者のみである。募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。	202	【生涯学習部スポーツ課回答】 今年度指定管理者の募集を行うため、今後、応募者の増大に向けて、募集要件及び募集要項等を検討していきます。	検討中
	柏市スポーツ施設（指定管理分）	① 公募の応募者数について				【企画部行政改革推進課回答】 応募団体の数については、施設の特性や指定管理料等、様々な要因によって増減してくると考えられます。公募の際に募集要項や仕様書を精査するとともに、公募開始に関する情報をわかりやすく発信するなど、応募者の増大に努めていきます。	措置等を講じた
26	柏市スポーツ施設（指定管理分）	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	203	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
27	柏市スポーツ施設（指定管理分）	③ 指定管理者から提出される事業報告書等について	意見	指定管理者から送付された事業報告書の報告内容のうち年次の集計を市の担当者が実施しているが、本来指定管理者が実施すべきである。提出された資料について特段検討していない。提出資料は適切に検討し、指定管理者への指導を行うことが望まれる。事業報告書は年度末の60日以内での提出が求められているが、日付がないため、提出時期が不明となっている。日付を適切に記載するか、收受印を押印すべきであるとする。	203	年次の集計については、4月に指定管理者にて行うよう指示いたしました。 提出された資料については、今後内部で検討を行い、指定管理者へ指導を行ってまいります。 事業報告書については、提出時期を明確にするため、收受印を押印するようにしました。	措置等を講じた
28	柏市立病院	① 指定管理者制度と柏市立病院運営の今後の方向性について	意見	柏市立病院の指定管理者の選定については、課題として将来の病院運営をどのように行うかという方針の決定があるとする。それは柏市医療公社の今後をどのように考えるかという問題でもある。慎重に検討し、方針を決定していく必要があるとする。	205	地域医療の課題を踏まえたこれからの市立柏病院に求められる機能、役割とその実現に向けた今後の対応方針等が、平成25年3月に「市立柏病院中期構想」として策定されました。 一方、指定管理者の柏市医療公社は、小児救急医療の拡充の取り組み、新型インフルエンザなど感染症対策の実績、災害時の医療提供の責務、その他4疾病対策や地域医療ネットワークへの参加などこれまでの取り組み等が認められ、平成24年4月、公益財団法人に移行しました。 医療公社の公益としての運営方針は、中期構想が求める市立柏病院の今後のあり方と方向性や課題認識が合致しており、平成25年度の柏市立柏病院整備基本方針策定の中で、経営体質強化について検討を進めて参ります。	措置等を講じた
29	柏市立病院	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーはすべて市職員であり、外部委員は存在しない。非公募ではあるものの、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命することにより、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	206	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた
30	柏市立介護老人保健施設はみんぐ	① 指定管理者制度と介護老人保健施設「はみんぐ」運営の今後の方向性について	意見	介護老人保健施設は、市立柏病院と一緒に取り扱うことが合理的と思われる。したがって、前述の市立柏病院と同様に柏市医療公社との関係で、今後の施設運営をどのように実施していくのか、慎重に検討し、方針を決定していく必要があるとする。	207	ご意見をいただいたとおり、介護老人保健施設は、市立柏病院と一緒に取り扱うことが合理的と考えられます。同一敷地内にあることは、介護老人保健施設の運営上、利点があると考えられます。また、市立柏病院同様、公益財団法人柏市医療公社が運営しており、公益認定の際は、病院と同様に、公益事業として認可を受けましたので、今後も、引き続き、医療公社に運営を任せるのが、肝要と思われます。	措置等を講じた
31	柏市立介護老人保健施設はみんぐ	② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて	意見	選定委員会の構成メンバーはすべて市職員であり、外部委員は存在しない。非公募ではあるものの、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命することにより、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。	207	制度導入や候補者選定において活発な意見交換を行うべく、導入方針検討委員会と選定委員会の設置要領を改正し、外部委員を2名としました。これにより、選定手続においてより専門的な知見の活用を図っていきます。	措置等を講じた